

平成29年第3回矢掛町議会第3回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成29年9月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前9時30分
 (議事) 午前9時30分
 (延会) 午後0時 4分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |          |         |
|-------------|---------|----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長    | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長   | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長   | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建設課長     | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教育課長     | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会計管理者    | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理 | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |          |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第44号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 日程第5 議案第45号 平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第46号 平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第47号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
議案第48号 平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
報告第3号 平成28年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について  
議案第49号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第50号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について  
議案第51号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について  
議案第52号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  
議案第53号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について  
議案第54号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算(第1号)について  
議案第55号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について  
議案第56号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について  
議案第57号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)について  
議案第58号 平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算(第1号)について  
議案第59号 平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)について  
議案第60号 工事請負契約の締結について(水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負契約の締結)

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

9月に入り、少しずつ秋の気配が感じられる時期となりました。しかし、まだまだ暑い日が続いておりますので、今後におきましても、体調面に十分御留意いただきたいと思っております。

さて、本日は何かと御多用のところ、お繰り合わせ御出席をいただき、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回矢掛町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため本定例会を欠席させていただく旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（江尻健二君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番萩野清治君と9番植田修弘君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（江尻健二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日7日から21日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から21日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（江尻健二君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第3回矢掛町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年の夏は、たいへん暑い日や梅雨時期を思わせるじめじめした日が多く、矢掛町では台風5号の影響で24時間降水量が103.5ミリと8月の観測史上最多を記録いたしました。本町では幸い大きな被害はありませんでした。しかし、日本各地では局地的な大雨により、河川の氾濫や土砂崩れなどの被害がもたらされました。

ここ数年、観測史上初めての雨量など、予想を超える気象状況が起きていることから、自助・共助・公助の連携の中で町民の皆様と日頃から災害にしっかりと備えていける体制づくりを進めていきたいと

考えております。

9月に入りまして、朝夕はしのぎよさも感じられるようになりましたが、まだ残暑も厳しく、町民の皆様には熱中症の対策をとるなど、お体には十分注意していただきたいと思っております。

一方、国際情勢では、先月29日に北朝鮮が中距離弾道ミサイルを発射し、日本上空を通過し、北太平洋に着弾しましたが、それに先立ちまして中国・四国地方の9県ではJアラートによる情報伝達訓練も実施され、矢掛町でも有線放送や矢掛放送、情報配信メールへ自動的に警報を伝えるか確認を行なったところでございます。

また、町政につきましては、今年度も5か月が経過いたしました。人口増を目指した子育て支援の充実、賑わいのまちづくりなど、各種施策を進める中で、消防署、小田公民館、羽無地区の休憩施設などの建設のほか、住民生活に密着したところでの道路改良・橋梁改良など、計画的に事業実施しているところでございます。今後につきましても、“やさしさにあふれ かにてきで げんきなまちづくり”に向けての事業を進めることにいたしておりますので、どうか議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で格別の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

さて、今定例会で御審議いただきます案件は、人事案件について2件、平成28年度一般会計ほか特別会計及び企業会計の決算認定について4件、各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について1件、条例改正について2件、一般会計ほか、補正予算について9件、工事請負契約の締結について1件の計19件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けすることにいたしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、私からの報告事項を申し上げます前に、報告第1号、幼稚園統廃合の見送りにつきまして、まず教育長が報告を申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 皆様、おはようございます。

教育委員会から、幼稚園の統廃合につきまして御報告を申し上げます。

御承知のように、幼稚園の統廃合に向けました説明会を8月7日、月曜日に矢掛地区、8日、火曜日に美川地区、9日、水曜日に山田地区、10日、木曜日に川面地区、そして19日の土曜日に全町対象に開催をいたしました。その説明会を経て町の教育委員会で協議した結果、統廃合について保護者世代の賛成意見は多く認められるものの、地区によっては厳しい反対意見もあり、地域の理解を十分には得られる段階までには至っていないと判断し、平成31年4月の幼稚園統廃合は見送ることといたします。

今後、保護者世代にその旨をお伝えし、10月1日からの幼稚園・保育園の申込みに支障のないようにするため、9月中に説明会を開催いたします。今後、保護者だけではなく地域住民の御理解をいただくための場を設定し、統廃合に向けての合意形成に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、終わりになりましたけれども、幼稚園の統廃合につきまして拙速感等があり、議員の皆様を始め保護者等の皆様には大変申し訳なく、お詫びを申し上げます。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 続きまして、報告第2号、平成29年度（第10回）国土交通大臣賞“循環のみち下水道賞”受賞について御報告を申し上げます。

“循環のみち下水道賞”は、下水道の使命を果たし、社会に貢献した好事例を国土交通大臣賞として

表彰するものであります。これは、社会情勢の変化に対応した優れた取り組みを広く発信することで、他の多くの団体等が同様の取り組みを行い、持続的発展が可能な社会構築に貢献することを目的としております。矢掛町の下水道事業は、笠岡市との広域連携による汚水受入れ、町内全域のし尿・浄化槽汚泥の共同処理を矢掛浄化センターで実施しております。また、長寿命化計画にも早期に着手しており、今後は農業集落排水施設を全地区、公共下水道へ統合することで、施設の効率化と更なる維持管理費の低減を目指しております。

この度、これらの広域化・共同化の取り組みが優れていると評価され、アセットマネジメント部門での国土交通大臣賞を受賞することになりました。表彰式は、明日8日、金曜日、国土交通省において行われます。町代表といたしまして、武井副町長が出席する予定としておりますので、御報告させていただきます。この受賞を機に今後も安定した事業継続を目指し、ストックマネジメントへの対応や公営企業会計への移行など、効率的な事業運営に取り組んでいく所存でございますので、よろしく願いをいたします。

報告第3号、フィギュアスケート三宅星南選手国際大会優勝について御報告申し上げます。オリンピックを目指す、アスリート育成強化補助金として前回の定例会で補正予算を成立頂きました、東川面の岡山理大附属高校1年生、フィギュアスケートの三宅星南さんが、8月5日、香港で開催された国際大会アジアン・オープン・トロフィーのジュニア男子で、見事優勝いたしました。ショート及びフリーの両方でトリプルアクセルを成功させ、ジュニア国際大会で初めて頂点に立つという快挙を達成いたしました。また、9月2日、オーストリアのザルツブルグで開催されたISUジュニアグランプリ、オーストリア大会におきましては、惜しくも8位という結果でありました。世界の大舞台において経験を重ね、着実に実力を高めております。現在、星南さんは、日々大阪や名古屋などへ移動し、専属のコーチのもとで厳しい練習を続けており、練習では4回転ジャンプが跳べるほどと伺っております。来年2018年平昌、2022年北京と、冬季オリンピックを前に今後の活躍に期待し、引き続き皆様におかれましても応援頂きますようお願い申し上げます、御報告といたします。

報告第4号、“加藤登紀子コンサート in やかげ”の開催について御報告申し上げます。今月30日の土曜日、午後3時開演で、やかげ文化センターホールにおきまして“加藤登紀子コンサート in やかげ”を開催いたします。お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、内容といたしましては、加藤登紀子さんのヒット曲の数々を生演奏でお聴きいただけます。音響のすばらしいホールで、名曲を御堪能いただければと思っております。チケット料金は3,000円で、全席自由席となっております。町民、また議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘いの上、お越しくさいますよう、御案内を申し上げます。

報告第5号、秋の交通安全県民運動の実施について御報告申し上げます。お手許に配付しております行事一覧表を御覧いただきたいと存じますが、毎年行われております秋の交通安全県民運動が、今月21日の木曜日から30日の土曜日までの10日間、“交通ルール 守るあなたに ありがとう”をスローガンに、子どもと高齢者の交通事故防止を最重点目標として、県下一斉に行われます。岡山県の重点目標といたしましては、“スピードダウンの励行”、“横断歩行者の保護”となっております。期間中は、交通事故防止に向けて、関係機関と協力して啓発活動や街頭指導など、積極的に行なってまいります。なお、運動期間初日の9月21日、木曜日、午後1時30分から、矢掛町農村環境改善センターホールにおいて交通安全推進大会を開催いたします。どうか、議員の皆様にも、それぞれのお立場で引き続

き御協力の程、よろしく願いをいたします。

報告第6号、共同募金運動について御報告申し上げます。“赤い羽根共同募金”並びに“歳末たすけあい募金運動”が、本年度も10月1日から12月31日までの3か月間、全国一斉に行われます。本町では、毎年“たすけあいの心”を基調に、町内会や自治会など、地区社協を中心として町民皆様の御理解と御協力のもとに、県下でも評価の高い募金活動が展開されており、この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げたいと存じます。御協力いただいた募金は、社会福祉協議会や地区社協のほか、特に各地域で行われている“いきいきサロン”の活動にも、この共同募金が還元されております。

本町におきます今年度の目標額を225万円として、積極的に推進して参ります。議員の皆様におかれましても、格段のお力添えをいただきますよう、よろしく願いをいたします。

報告第7号、自治協議会主催町政懇談会の実施について、御報告申し上げます。毎年行われております町政懇談会が、今年度も、各地区の自治協議会主催により実施されます。各地区の日程につきましては、お手許にお配りした日程表で御確認いただきたいと存じますが、日程順に申し上げますと、美川地区が10月25日、水曜日、矢掛地区が10月27日、金曜日、三谷地区が10月31日、火曜日、山田地区が11月1日、水曜日、川面地区が11月2日、木曜日、中川地区が、11月6日、月曜日、小田地区が11月10日、金曜日で、時間は各地区とも午後7時から9時の予定でございます。議員の皆様におかれましても、自治協議会長さんから御案内があると思っておりますので、御出席下さいますよう、よろしく願いをいたします。

報告第8号、敬老会の開催について御報告申し上げます。毎年開催いたしております敬老会を、今年度は、10月25日、水曜日、午前9時30分から、昨年と同じ、やかげ文化センターで開催いたします。当日の余興といたしまして、今年は、小田保育園の園児によります、歌や遊戯、齋藤有紀さん他2名によるフルート、ピアノ、パーカッションの演奏と併せて、バルーンパフォーマンスを予定をいたしております。議員の皆様には、後日、御案内申し上げますことしておりますので、お繰り合わせのうえ御臨席くださいますよう、よろしく願いをいたします。

報告第9号、生涯学習振興大会及び矢掛町協働のまちづくり表彰式の開催について御報告申し上げます。今年度の生涯学習振興大会を、来る11月3日、金曜日と、11月4日、土曜日の2日間、やかげ文化センターで開催いたします。初日は、子ども向けテレビ番組でおなじみの女性デュオ“ケロポンズ”によるコンサートを開催し、親子で一緒に歌を歌うなど、楽しいステージをお届けいたします。2日目、4日の午前には、生涯学習振興大会表彰式と矢掛町協働のまちづくり表彰式、また午後からは、町内の活動団体によります、ステージ発表を行うことしております。その他にも、各地区の公民館の作品展示や、町並み写生大会の作品展示も行ないますので、町民また議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘いのうえおいでくださいますよう、御案内を申し上げます。

以上、報告事項9件でございます。

**〇議長（江尻健二君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思っております。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

更に、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、

御覧ください。

議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、あわせて御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第44号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（江尻健二君） 日程第4，議案第43号，人権擁護委員候補者の推薦について及び，議案第44号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて，を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 日程第4，まず，議案第43号，人権擁護委員候補者の推薦について，提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の藤原立志氏と末永美和子氏の2名の任期が，本年12月31日をもって満了となることに伴い，法務省より候補者の推薦依頼がありました。藤原立志氏につきましては引き続き，また，矢掛町上高末3861番地，長屋裕介氏を新たに委員候補者として推薦したく，人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして，議会の御意見を承りたく，この議会に提出させていただくものであります。経歴につきましては，お手許に配付しております資料番号1を御覧いただきたいと存じますが，藤原立志氏は，平成27年1月から現職委員として，活動いただいております。また，長屋裕介氏は，昭和54年4月から36年間，公務員として奉職され，人権問題に関しましては，豊富な経験を有しておられまして，今回，人権擁護委員に推薦させていただくものであります。就任後の任期は，平成30年1月1日から，3年でございます。なお，人権擁護委員は現在，檜崎裕志氏，池田ひろみ氏，伊達佳枝氏，末永康子氏と，今回お願いしております2名の，計6名になるということでございます。どうぞ，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第44号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。矢掛町教育委員会委員の石井三千代氏が，平成29年10月28日をもって任期が満了いたします。石井三千代氏の後任といたしまして，新たに，矢掛町下高末2719番地6，渡邊章子氏を任命させていただきたいと存じますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては，お手許に配付しております資料番号2を御覧いただきたいと存じますが，渡邊章子氏は，昭和52年に小学校教諭に奉職され，以来，平成28年3月に三谷小学校教諭を退職されるまで，長きにわたり学校教育に尽力され，豊富な経験を有しておられる方でございます。任期につきましては，本年10月29日から平成33年9月30日までの期間とさせていただくものでございます。

なお，教育委員は現在，小川雅史氏，檜崎裕志氏，岩崎恭子氏と，このたび改選されます渡邊氏の計4名になるということでございます。どうぞ，よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第43号および議案第44号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、人権擁護委員候補者の推薦について、議案第44号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

- 日程第5 議案第45号 平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第46号 平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第47号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
議案第48号 平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
報告第3号 平成28年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について  
議案第49号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第50号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について  
議案第51号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について  
議案第52号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第53号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第54号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第55号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第56号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第57号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第58号 平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について  
議案第59号 平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について  
議案第60号 工事請負契約の締結について（水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負契約の締結）

○議長（江尻健二君） 日程第5、議案第45号から報告第3号を含め議案第60号までを一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明、並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 日程第5、それでは、議案第45号から議案第48号までの、平成28年度各会計の決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定、また、企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、この議会に認定をお願いするものでございます。なお、決算書と併せまして、法令に基づきます“主要な施策の成果に関する説明書”と



“監査委員の意見書”を提出いたしておりますので、御認定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。詳細につきましては、後ほどそれぞれ説明させますが、私の方から多少内容に触れさせていただきます。

まず、議案第45号、平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが、平成28年度の地方財政につきましては、公債費及び社会保障費の増傾向が続いていく中、大幅に地方財源が不足し、構造的にも厳しい状況となっております。しかしながら、本町では、めまぐるしく変化する国策にも十分配慮し、収入面の確保について職員共々創意工夫をしながら、積極的に財源探しをする中で、体力のある財政運営に努めてまいりました。特に、平成28年度は、国の地方創生事業への対応といたしまして、平成27年度の補正予算で前倒し計上した繰越分との13か月予算と銘打ち、一体的な事業推進により、第6次矢掛町振興計画の初年度、また観光元年の2年目として、計画的、重点的な予算執行を図るとともに、町政懇談会などでの要望にも配慮し、住民の皆様に満足感を味わっていただけるよう住民生活に密着した各種行政施策を展開してまいります。

その主な内容といたしましては、ハード面では青木小迫線、東川面本堀線の道路改良をはじめ、小田市街地の浸水対策、宇内ホテル公園のトイレの整備、学校施設非構造部材の耐震補強、観光駐車場整備などの施設整備のほか、井原消防署矢掛出張所の移転新築に伴う負担金支出や、生活環境基盤整備として、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の設置補助などにも、積極的に取り組んでまいりました。

一方、ソフト面では、ラジオやテレビコマーシャルなどによる情報発信、地域おこし協力隊による地域活動支援、将棋の王将戦招致、サテライトオフィス等誘致事業、道の駅基本構想策定、入学祝金の支給などを行いました。そして、引き続き自主防災組織活動補助、自治協議会活動補助、地域福祉バスの運行、定住促進助成、広域結婚推進、結婚祝金などを実施するとともに、リフォーム補助、誕生祝金、子ども医療費助成については、内容を大幅拡充したところでございます。また、今後の観光施策や子育て支援施策などを強力に進めていくにあたり、将来的な財政負担の備えとして“賑わいのまちづくり基金”と“こどもみらい基金”の2つの基金を新たに設置いたしました。更に、介護予防、高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ、保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進、自主防災組織の育成強化、指定ごみ袋制への円滑な移行準備など、住民生活に密着した各種施策に取り組み、“やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち”を目指して諸施策を進めてまいりました。

その結果といたしまして、一般会計の決算規模は、歳入総額96億7,613万4,000円、歳出総額92億4,870万3,000円、差引き4億2,743万1,000円となり、昨年度に比べ歳入、歳出とも総額が20%前後の増となっております。そして、繰越明許費の財源4,704万3,000円を次年度に繰り越し、実質収支3億8,038万8,000円の黒字決算となりました。そのうち、法令等に依りまして、財政調整基金へ1億9,100万円、下水道事業償還基金へ3,900万円をそれぞれ積み立てております。特別会計につきましても、概ね順調な決算となっております。係数的な説明につきましては、会計管理者、財政状況につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第46号、平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが、平成28年度の病院事業の主な取り組みといたしましては、9月には昨年引き続き第4回となります在宅医療についての意識啓発を目的に、町民参加の矢掛地域医療介護連携フォーラムを開催し、地域医療連携の強化に努めました。そして、泌尿器外科外来を月に2回開設するなど、診療ニーズに合った医療の充実

を行いました。また、引き続き、医師、看護師等の医療スタッフの確保に尽力するとともに、積極的に救急医療を受け入れ、24時間の医療体制の維持強化に努めてまいりました。

こうした中で、平成28年度の決算状況につきましては、年間延患者数は、入院、外来を合わせまして延べ8万3,842人の御利用をいただき、収益合計は、16億242万2,000円、費用合計は、16億3,539万2,000円で、前年度と比較して収益で0.4%増、費用は18.3%の減となりました。この結果、差引3,297万円の当年度純損失を計上いたしております。

次に、資本的収支では、企業債のほか一般会計からの出資金を財源に、より良い医療の提供のため、生化学自動分析装置、電気メス、内視鏡ビデオスコープなどの医療機器の更新や災害時の電力確保を目的とした太陽光発電及び蓄電設備の設置を行いました。固定資産購入費、企業債償還金など、1億9,877万円を支出して、収支不足額7,412万5,000円を、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしております。

以上、平成28年度の経営状況につきましては、いくつかの要因により、損失計上となっております。経営の改善を行いながら、運営しております。

今後も、国の制度改正などに伴い、医療を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されますが、継続して、地域医療の中核を担い、町民の安心と信頼の病院運営を努めていく所存でございますので、格別の御支援をよろしくお願いいたします。

詳細な内容につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第47号、平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございます。平成28年度の介護老人保健施設事業の主な取り組みにつきましては、通所利用者の増加に努め、4月には1日平均利用者が12.7人であったところが、3月には18.6人と1日当たり5.9人の増加となりました。こうした中で、平成28年度の決算状況につきましては、入所・通所合わせて延べ20,174人の御利用をいただき、収益合計は2億8,050万1,000円、費用合計は2億7,384万5,000円で、前年度と比較して収入で5.1%の増、費用は20.7%の減となりました。この結果、差引き665万6,000円の純利益を計上いたしております。次に、資本的収支では、一般会計からの出資金を財源にエアコンの中央監視装置などの更新を行い、よりよい環境の整備を行いました。収入合計2,236万6,000円に対しまして、建設改良費、企業債償還金など4,212万5,000円の支出となり、不足額1,975万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上、決算の状況を御説明いたしましたが、今後も施設の役割を十分認識する中で、事業の一層の充実と効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。詳細な内容については、たかつま荘事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第48号、平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが、水道事業は、安全な水を安定的に供給するという重要な使命を負っており、常に企業としての自主性を発揮し、より効果的な運営に努め、町民の健康及び生活の向上と経営の健全化に取り組んで参りました。決算状況につきましては、給水戸数5,332戸、給水人口1万4,438人、年間給水量は、142万1,892トンで、前年度と比べまして3万970トンの増加となりました。収益的収入は、3億2,405万円で、前年度に比べまして4.5%の増加となっております。また、収益的支出は、2億8,090万2,000円で、前年度に比べまして8.3%の減少で、差引き4,314万8,000円の純利益を計上いたしたところでございます。次に、資本的収支では、工事負担金、企業債等を財源に、配水管更新、企業債の償還等で2億7,924万

4,000 円を支出いたしました。

以上、経営状況を申し上げましたが、水道事業には継続的な施設の更新等、多くの課題があり、今後、更に経費の節減を図り、経営の健全化に向けて努力する所存でございます。

詳細な内容については、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第 3 号、平成 28 年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、提案理由を御説明申し上げます。平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものであります。

矢掛町の平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、指標の数値としてはいずれも財政状態の危険度の基準であります早期健全化基準・財政再生基準をはるかに下回っており、財政状態は健全であるといえます。詳細な内容については、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 49 号から議案第 50 号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案第 49 号及び議案第 50 号につきましては、条例の一部改正に関するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第 49 号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、本年度から実施しております指定ゴミ袋制度につきまして、町民の皆様から要望が多く寄せられております小さいサイズのごみ袋を追加するものでございます。

詳細な内容については、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 50 号、矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、病室に附属する設備・備品の使用料を条例で定めるものであります。

詳細な内容については、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 51 号から議案第 59 号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。まず、一般会計・特別会計補正予算につきましては、地方自治法第 218 条第 1 項の規定、議案第 54 号の水道事業会計補正予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第 51 号、平成 29 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、概要紙を御覧いただきたいと思っております。できるだけ、職員との重複を避けて私の思いを申し上げたいと思っております。今回の補正額は 3 億 2,200 万円で、補正後の予算総額は、76 億 3,300 万円となっております。この概要紙は、費目ごとに書いておりますので、大きな最初の私の目玉は、ここの土木費の一番下側にあります、人口増対策として旧小林住宅敷地、今、整理が全部済みしましたので、ここへ公営住宅を建設しようというものでございまして、今年度に設計の費用、来年度から建設に向けて行きたいというのが新規として目玉事業でございます。

2 番目は、この中では住民要望という観点から、先ほどの指定ゴミの袋の種類ということでございますが、可燃ごみ、不燃ごみ、1 つずつ小さいサイズのをぜひやってほしいという住民の声にこたえてするものでございます。それ以外には、土木の中に道路改良とか河川とか、それから住宅リフォーム等々こういう関係が住民からの要望ということになるかと思っております。

3 つ目の特色としては、補修という言葉で度々出てきますけれども、事業がらみといたしましては矢

掛駅の改装費用とか、それから水車の里の駐車場整備とか、農道の材料支給の追加等々がございます。それから、その次には、生前、町の文化振興などに多大な貢献をいただきました江尻先生、去る28年9月に逝去されましたが、この御遺志に基づきまして、この度町の方へ寄付をいただきました。2,746万4,000円を、江尻基金の方へ積み立てさせていただこうというものでございます。

最後には、5つ目として金額の大きいのが減災基金の積立、これは私の公約であります、過疎・辺地の3割分、2割分、これを積み立てるお金、数字的には1億6,380万9,000円計上しておりますけども、1番大きな金額的な数値だというふうに、まあ、私の思いは以上でございます。それぞれまた担当の方が説明すると思います。

次に、議案第52号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,100万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を、21億5,100万円とするものでございます。主な内容といたしましては、歳出では、本年度の後期高齢者支援金の額の通知に伴う増額及び前年度の国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。歳入では、国庫補助金及び繰越金でございます。詳細な内容については、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第53号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきまして、歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を、19億100万円とするものでございます。内容といたしましては、法改正に伴います電算委託料と、平成28年度の介護保険給付費の確定に伴います、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町への精算が主なものであります。主な財源といたしましては、国庫補助金、繰入金、繰越金であります。詳細な内容については、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願をいたします。

次に、議案第54号、平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、資本的収入につきましては工事負担金1,000万円を増額させていただくものであります。支出につきましては、建設改良費を1,000万円増額させていただくものであります。詳細につきましては、上下水道課が説明いたしますので、よろしくお願をいたします。

次に、議案第55号、平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,800万円の増額で、補正後の予算総額は、2億5,800万円となります。主な内容といたしましては、各地区施設管理費のうち委託料の増額によるもの、施設整備費の委託料及び工事請負費の増額によるものであります。詳細な内容につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願をいたします。

次に、議案第56号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ100万円の増額で、補正後の予算総額は7億5,300万円となります。内容といたしましては、施設管理委託料の増額及び、施設整備費のうち、事業費の組み替えによるものでございます。詳細な内容については、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願をいたします。

次に、議案第57号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は1億6,000万円で、補正後の予算総額は、1億7,610万円となっております。内容といたしましては、中地区の工場用地造成に伴う事業費の計上でございます。この中地区の工場用

地造成につきましては、農地規制等で土地開発公社での事業実施が困難なことから、本特別会計により町が実施しているものでございます。詳細な内容につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第58号、平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、40万円増額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

次に、議案第59号、平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、同じく、40万円増額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。詳細な内容につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第60号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負契約の締結について、同意を求めるものでございます。詳細な内容については、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、報告を含めまして、議案第43号から議案第60号までの提案理由及び説明でございます。慎重審議、御審議のうえよろしくお願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 次に、議案の説明を求めます。会計管理者。

**○会計管理者（藤原徳忠君）** 〔議案第45号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで20分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

なお、先ほど教育委員会委員さんの御同意をいただきました渡邊委員さんが御挨拶に来られますので、議員の皆様には、この後、議員控室へお集まりいただきますよう、よろしくお願いをいたします。休憩。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

**○議長（江尻健二君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** 〔議案第45号、財政状況について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 病院事務長。

**○矢掛病院事務長（稲田欽也君）** 〔議案第46号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君）** 〔議案第47号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（渡邊孝一君）** 〔議案第48号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** 〔報告第3号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君）〔議案第49号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君）〔議案第50号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）〔議案第51号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（堀 賢一君）〔議案第51号，事項別明細について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君）〔議案第52号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）〔議案第53号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君）〔議案第54号，議案第55号，議案第56号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） お諮りします。昼食の時間が近づいてまいりましたが，このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。このまま説明をお願いします。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）〔議案第57号，議案第58号，議案第59号，議案第60号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 会議続行に御協力いただきまして，ありがとうございます。

町長から提案理由の説明，並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議は明日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議は，明日の9時30分から再開することに決しました。

それでは皆さん，お疲れ様でございました。

午後0時4分 延会

平成29年第3回矢掛町議会第3回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成29年9月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前9時30分
 (議事) 午前9時30分
 (散会) 午後0時 9分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |                       |         |
|-----------|---------|-----------------------|---------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 教 育 長                 | 嶋 山 英 二 |
| 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 | 町 民 課 長               | 妹 尾 一 正 |
| 保健福祉課長    | 小 川 公 一 | 産 業 観 光 課 長           | 奥 野 隆 俊 |
| 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 | 上 下 水 道 課 長           | 渡 邊 孝 一 |
| 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 | 矢 掛 病 院 事 務 長         | 稲 田 欽 也 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 | 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 丹 下 裕 之 |
| 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   | 総 務 企 画 課 主 幹         | 三 宅 伸 幸 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 1番, 7番, 3番, 2番, 8番, 4番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、副町長におかれましては、公務のため本日の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 1番, 7番, 3番, 2番, 8番, 4番

**○議長（江尻健二君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は6名の方々であります。質問の順序は通告の順といたします。

ではまず1番, 花川大志君お願いします。花川君。

**○1番（花川大志君）** 議席1番, 花川でございます。

通告にしたがい、まちづくりとしての賑わい創出・観光振興を推進する横連携の統括的な会議体の創設について、さっそく質問を始めさせていただきます。

平成27年観光元年宣言以来、矢掛町では賑わい創出をテーマにさまざまな方々が観光・商業振興に官民一体となって取り組んでいるところです。私は、この賑わい創出を目途に、観光・商業振興によるまちづくりに関連する質問については、過去の定例会において5回にわたりこの場に立たせていただいており、つたない見識の中で何件かの提案もさせていただきました。

まちなかにおける賑わい創出が、あらゆる産業を含めた矢掛の将来的なランドデザインの1つであるとの思いから、現場にも積極的に出てまいりましたが、イベントを主催される方々から折に触れてさまざまな御意見を頂戴しました。通算6回目の今次質問については、そういった御意見を総括して、賑わい創出3施設がランドオープンして以来の町民協働による賑わい創出とまちづくりに対する運営について、提案を含め、進めさせていただきます。

今、町内ではさまざまなイベント・企画が年間を通じて開催されていますが、各主催者や実施団体間の情報交換や協力要請等を繋ぐハブ、つまりお互いの情報交換の中核となる場がないことが懸念されています。何らかの組織、あるいは連絡協議体の創設が必要なのではないかということです。かねてから、高度なものではなくても良いので、矢掛版DMO創設などの提案をしてまいりましたが、交流人口・来訪集客が幸いにも増えていると感じる今、更にその必要性は高まるのではないかと私は考えています。しかし、その前段として、行政を中心として取り組むレベルでの集客増大を促進する新しい施策・企画が恒常的になれば、財務力も含め、民間の力だけでは残念ながら観光振興に依拠した賑わい創出は現状に変化や進化が無いものと推察され、提案している組織づくりの必然性は、むしろないのかもしれない。つまり、前進するには常に検証が必要であろうということです。

そこで、観光元年宣言以降の交流人口の動態調査など、まず行政として総括したものがあれば、そのデータの内容、また、それらをもとに新しい施策・企画等があれば、できる範囲で御開示いただければと思います。担当課長さんの御答弁を求めます。



**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** 1番議員さん、花川議員さんの御質問、賑わい創出・観光振興を促進する横連携の総括的な会議体の創設について、産業観光課からお答えいたします。はじめに、行政として取り組む来客・集客を促進する新しい施策・企画の有無という御質問でございます。

古民家再生事業により整備をいたしました"やかげ町家交流館", "矢掛屋"のオープンに伴いまして、観光客の増加がみられます。岡山県が行なっております観光客動態調査の結果ですけれども、この調査は1月から12月の1年間の暦年の調査です。これによりますと、古民家再生事業前の平成25年観光入込客数は、18万1,853人で、昨年平成28年は35万6,470人となっており、古民家再生事業に取り組みます前と後、この差は17万4,617人で、観光客が増えていることが分かります。

町では、古民家再生事業を起爆剤として、賑わい創出のための事業展開を進めております。そのため、観光客の誘致、増えている観光客へどう対応するか、これらに対応したハード・ソフト両面での施策の展開を進めているところでございます。西町、下座場、亀島キャンプ場ほかのトイレの整備、あるいは観光駐車場などのハードの整備とともに、ソフト面では、現在、各種媒体を通じました観光PR、観光物産フェア、観光商談会などで観光客の誘致を進めておりますが、これに加え、増える観光客への対応、これはおもてなしの充実ということが言えると思いますけれども、この部分への対応が今後更に求められてまいります。

本年度も継続して取り組みを進めておりますが、町並みガイド、レンタサイクル、周遊を促進するおもてなしクーポン、スタンプラリー、亀島キャンプ場の利用者の町並みへの周遊促進のための温浴別館入浴割引、民間観光事業への補助などを進めており、また、観光情報アプリの導入、その他の事業を計画中でございます。

観光振興を進めることで、商業の振興、矢掛町ブランドなどの物産の振興、6次産業化、農業振興にも繋げて、町全体の賑わいづくり、産業振興を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁、ありがとうございました。

賑わい創出事業の根本である古民家再生事業への取り組み前後の3年間で、約17万人も訪問客が増えているとのこと、この事業の成果が如実に表れており、これは歓迎すべきデータといえます。また、観光客誘致とそれに連なる民間事業への補助の促進など、農業振興も含めた全町的な産業振興を企画・推進していくとのこと、先ほどの訪問客増大というデータに裏付けられた施策展開には、合理性があると言えます。

その中で、増大する観光客への対応は、おもてなしの充実に重点を置くとのことでした。更に、矢掛町ブランドの振興、農業振興、6次産業化にも繋げるとのことでしたが、そこに一体的・一元的な対応を推進する組織体は必要なのではありませんか。担当課長さんの御答弁の中にも、ソフト事業として各種媒体を通じた観光PR、物産フェア、観光商談会などの施策展開を進めているとありました。コストパフォーマンス・費用対効果を考慮すれば、なお一体的・一元的な情報収集中核組織体の存在が必要不可欠なのではないかと私は考えます。フェアを開催するにしても、商談会を開くにしても、一般的に町内の展示者・参加者を募るには情報が必要であり、スピーディーに確実に対応する体制は必要なのではないでしょうか。ありがたいことに、矢掛を訪れる方々が、延べ17万人も増えているわけですから、

おもてなしをコンセプトにした対応にも一定のレベルを保ちながら、温度差なく町内各所での受入れ態勢を構築する動きは、一定数の人々とともに、常に進める必要があるのではないかと私は考えます。一時的にペーパーを配布するだけでは、その働きかけは浸透しないと推察いたします。

提案する会議体や組織体は、多様な方々が参加する。つまり、いろいろなお考えを持たれた人に参画を求めるので、うまく機能するまでにハードルもあれば、多大な時間を費やすことは想像に難しくありません。実務的かつ円滑に進むに越したことはないのですが、しかし、ハードルがあるとすれば、それを乗り越えるその過程こそが町民による賑わい創出とも受け止めることができないでしょうか。この度の提案趣旨の1つは、そこにあります。つまり、官民協働のまちづくりであります。

再質問として、そういった組織体の必要性について、担当課長さんの御見解を改めてお尋ねします。よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** それでは、再質問にお答えをいたします。

一体的・一元的な協議体の必要性に対する担当課の見解ということでございます。

古民家再生事業を契機といたしまして、官民を挙げて矢掛町の観光振興が進められて、新たな観光地域づくりが始まりました。観光地域づくりは、短時間で結果を得られる性質のものではなく、事業の継続的かつ適正な実施が確保されることが必要ではないかというふうに認識をいたしております。

観光地と言われる地域は、住む人にとってもよい地域、訪れる人にとってもよい地域といえます。その地域に住む人が観光という視点に着目すること、地域のおもてなしの力を上げていくことが、これから求められてくるのではないかというふうに思っております。

観光産業振興は、行政だけで進めることはできません。議員さん御指摘の協議体による観光の効果の充実・向上、観光おもてなしの向上を進める組織につきましては、これから矢掛町の観光振興を考えていくうえで有意義なものというふうに考えます。そうした観光まちづくりには、町を挙げて取り組むこと、これが求められ、行政、町民、商店、商工会、農協、観光事業者やその他の活動団体などの関係機関がそれぞれの役割を果たす協働のまちづくりの中で進められていくべきものかと考えます。

御指摘の、観光の協議体につきましては、一般的には地域の観光関係者等で構成される観光協会などがその役割を担うものと考えられます。

観光まちづくりを推進するためには、地域住民、民間団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、矢掛町に合った観光まちづくり、おもてなしの環境整備、体制づくりをどのように構築していくのか、これらもこれから考えていく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁、ありがとうございました。

今、御答弁の最後に、「よろしく願いいたします。」とのお言葉がありましたが、ですから私は提案をしておりますので、こちらこそ、提案の実現をよろしく願いしますと、まずは申し上げておきます。

イベントを主催される方、また、実務的な作業をお手伝いされる方々の御意見で多いのは、さまざまな情報の横の繋がりや無さでございました。イベントの性質がそれぞれ異なり、主催団体が多岐にわたることにも起因するのかもしれませんが、象徴的な事例の1つとしては、同じ日に町内の離れた場所で

イベントがある。例えば、商店街で朝市があり、文化センターでコンサートがあり、総合運動公園で競技会があり、水車の里フルーツピアでイベントがある。それぞれのそういったパターンの中で、それぞれに見物客が分散してしまい、各地の集客規模が矮小化しているように感じます。そして、それぞれの団体・主催者が、集客に苦心している現状がときにあるわけです。こういった場合、なにがしかの枠組みの中でそれぞれのイベントをリンクさせ、循環をイメージした集客案内をしたうえで同日開催すれば、その日いずれかのイベントを目的に矢掛町を訪れた方も、もしかしたら他のイベントを楽しむことができたのかもしれない。そうすれば、矢掛を訪れる価値は、奥行きも幅も、あるいは矢掛の町の楽しみ方そのものも質が上がるのではないのでしょうか。そういった横方向の連携で情報を取りまとめ、一括合同で集客PRする。そして、単体あたりの宣伝経費軽減を図る。そのような情報の一元化をベースにした仕掛けを作り上げる組織体・協議体が、行政主導で今必要であると提案するのです。

第6次矢掛町振興計画、観光機能強化の中で、観光情報の提供については、観光案内所の役割を担う新たな組織・体制づくりを進めると明確にあります。更に、そのためには、民間と協力して観光情報の提供とおもてなしを拡充するとしています。一概には言えませんが、こういったことは、個人あるいは単体ではなかなか進捗せず、時間、労力がかかるものと推察いたします。

そのような中で、今日、担当課長さんの御見解の中で、私どもの提案に対する1つのプランとして、観光協会の名称が出てまいりました。まさに今、矢掛の観光振興に必要な組織体であるとも思います。こういった組織体が核となって、多様な個人・組織・連絡協議体のハブとして情報の交換と共有を進め、まちづくりを推進するエンジンになってほしいと思います。

さまざまなイベントの一体化、情報の一元化は、言葉で表すほど簡単なものではなく、高度な運営が必要であるはずで。そういった観点からも専従員を置く、こういった組織体がまさに最適であろうと考えます。しかし、その前段としてまず、それを目途とした会議体が必要なではありませんか。それは、1からスタートする設立のための協議会というスタンスでもよろしいかと思います。

昨年度、一般質問で行なった、身の丈に合った矢掛版DMOの創設の提案に対して、「認定の問題、財政の問題など、ハードルが少なからずある。」と大所から御指摘をいただきましたが、そういったことも含めて、賑わいづくり・まちづくりの観点から、横連携の協議体・組織体の必要性について、改めて本件、山野町長の御見識の一端をお聞きしたく、御答弁を求めます。よろしく願い申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 花川議員の再々質問について、お答えしたいというふうに思います。

今まで振り返ってみますと、27年からわずか2年半、その当時を思い出してみますと、まさか2年半でここまで来るとは、全く想像ができなかったぐらい進んできたというふうに思っております。その行為は、関係者皆様方、個々には言いませんけれども、想像がつかない大勢の方々に御尽力いただき、そしてまた、お客さん、県内外から多くの方が来てくださった全ての方に、まず感謝申し上げたいというふうに思います。

そして、議員も言われますように、今回6回目の質問ということで、最初から現場へ出て一生懸命この提言等をしてくださったことに対しては敬意を表したいというふうに思います。

結論からいたしましてですね、議員が言われる内容については、誰も異存はないと思います。必要不可欠なものというふうに私も思っていますし、職員も思っていますし、現場担当者は全員思っておられるというふうに思います。

そういう中で、いつどうなのかということでございますが、個々に話をすると、イベントの性質ということで言われました。2年半の時点で、矢掛町の実態をよく見ていただければ、古民家を再生した賑わいのまちづくり、どうすれば賑わいが矢掛町で作れるのか、今までの観光というものは、ほとんど観光協会にお任せした状態でありました。職員も2年半で初めて課を設立して、全く素人の職員が2年半前にスタートしたという状況の中で、今でも苦勞をしておるのは現状でございます。

私は最初から、この事業は民間主導ということを言ってきたしております。このことは、非常に高いハードルであろうかというふうに思いますが、この事業は、そうでなければ成功しないというふうに思っております。そういう面では、今、議員が言われますように、自立するまでは行政がしっかりと支援しながら一体的にやらなければならないという認識では違いません。

そこで、今のイベントの話がございました。最初に、どうやって賑わいをつくるかということに関しては、やはり今の株式会社矢掛宿のイベント、非常に私は高く評価しております。今の専務には心から感謝しておりますが、ここがスタートということで、矢掛町の入込客がスタートになったかなというふうに思います。

そこでですね、まだ2年半であります。私は、広角的にあらゆるものを受け入れております。まだ整理ができる段階ではありません。若い人、女性の方、町内の方、町外の方、あらゆる人がこの賑わいのまちに参加する。広角的にですね、担当課の方へも受け入れる、基本的には姿勢を支持しております。この整理の段階がいつなのかということに関しては、関連いたしますけれども、やはり最終的にはこの組織、共同体がすごく整理をしてくださる。ちょっと課長も言いましたが、言葉として、まだはっきりはしていませんが、以前から言わせればやっぱり観光協会的な組織の中でのものが展開していただくというのが理想だろうというふうに思っております。

そこでですね、そのイベントについての現場のなにとというのはよくわかりますので、その辺のことはちょっと理解していただいてですね、今は行動を起こす方々を支援して行って、矢掛町の中で行動を起こすことを支援していきたい。

そこでもう1つは、その当時に当然、今の民間がどう動いてくるか、あかつきの蔵など、2年半で出来上がりましたが、それからよその人から、どこまで入ってくるかというのは分からない中で、町とすれば政策を打ちました。その政策が成功して、次々とお店ができておるといった感じもいたします。そしてまた、道の駅も当然その時には想像もつかないことであったわけであります。

つまり、こういう行動の中でいろいろな意見が出てくる、それを整理整頓しながら、そしてまた、これはお金もかかる、人もかかる、そういうことを整理しながら、今進めておる真っ最中でございます。

趣旨はよく分かることとございました。私から言わせば、すぐにでも作りたいというものがございます。なかなか行政主導、まだ体制でございますが、職員は27年4月には、課ができたばかりで3人の体制でスタートいたしました。そういう中では、精一杯努力して、この28年の4月には1名増員して4名ということで今やっております。その中では、ブランドということにもかなり時間がかかりますし、そして"やかっぱい"、これもかなり効果的ではあったんですけども、職員の人事から言わせば大きな労働力でもあります。そういう、諸々のものを考えた中で、絶えず私の頭の中には、今、議員が言われるようなものをどういう形で、いつ、どうやればいいのかというのを描きつつ、絶えず思っておるところでございます。

今、真っ最中、道の駅ということがスタートいたしました。商工会の方ではですね、"まるごと道の

駅"と、こういうタイトルでやったほうがいいんじゃないかと、非常にいい提言をいただいております。まさしくそのとおりだろうというふうに思いますが、まだそれぞれの事業展開自体も真っ最中でありまして、今いわゆるソフト展開も道中ということです。ある意味では、そういうものをほぼ頭の中にイメージができる段階も並行してですね、できるだけ早くできるというのが理想であります。

今、言われます御提案の中にぜひですね、その会議体とか、それに向けての努力ということを1つは頭に描く必要はあろうかというふうに思っておりますのと、矢掛版のDMOの話もございました。これは、御提案すぐ早速にですね、ちょうど県の方がこういうまちづくりの研究をやりましょうということで、早速に手を挙げまして、今現在、進行中であります。しかしながらですね、思うようにすぐ簡単にいくかと、行程聞きますと、これも今年と来年ぐらいで方向性を出していくというような、議員から言わせば悠長なような行程と思いますけれども、そういうことにも手を出しております。

そしてまた、おもてなしの話。これが非常に重要であります、やはりこの行動を起こすためには、やはり商工会が非常に大きな役割をいたします。今、私どものふるさとの東京の方々が、おもてなしの事業の協力をしようという話が、もうだいぶ前からあります。それを進めていくためには、やはり窓口は商工会だというふうに言われております。

そういうことの中で、課長自体も商工会とも話をしておるという状況ではございますが、ちょうどまた今、この前東京の県人会に行ったときに、その方が来られまして、「ぜひ町長、提案をしたい。何にしてもこのおもてなしは非常に重要だ。」というのは、私の心と一致しておるところでございます。

そういうことも含めながら展開を、その横展開がいろいろ出てきますので、なかなかその集約したものがなければだめだろうと言われますが、私自身もいろいろな材料がある中で、どういう形をしたら一番いいのか、担当課長も目指すところは決まっておりますけれども、なかなかまだ今の時点で決めきれないのが現状だろうというふうに思います。

まあ、皆さん方のいろいろな提言をいただきながら、事業展開、ハード、そしてまたソフト共々に、本当に今難しい。これからどうやっていけばいいのかというのは、頭と知恵と行動力が大事だろうというふうに思います。全ての提案を、まだ今の時点ですぐこれをこのようにやるというのは言えませんが、今、言われる提言の内容については何の異存もありませんし、ほとんどの方が思っておられるというふうに思います。ぜひその辺も、これからも進めていく中で、おいおいまた具体的にですね、話がかかり出ているところもありますけれども、協議をさせていただきながら前進させていけばいい。

まだ道半ば、非常に難しい時だというふうに思っておりますので、まだまだ新しい情報もいろいろ出てまいりますので、それを精査するのも大変ですけれども、矢掛町のできるベストのものを求めながら頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございました。

時系列をおって丁寧な御説明をいただきました。

まだまだ道半ば、ただし、その時間軸に対する見解は、多少、私どもと離れるんですけれども、しかし、道半ばであるからこそ、ここでひとつ、そういった組織体を取り組んでいただきたいというのが、質問のもう1つの趣旨でございます。

それぞれの方々の御努力の中で、このまちづくり、観光振興に依拠したまちづくりを行なっているわけでございます。こういったことの中で、いろいろな人の繋がりも出ているわけで、そこがまさにまち

づくりであろうと思います。それをもう1つバージョンアップして、いろんな意見、観光振興のみならず、農業振興も含めてみんなでまちなかを活性化して、全町的にその賑わいを感じようということが、この事業の根幹であるならば、やはりそのまちづくりを語る場は1つ作っていただきたいと思います。

認識は全く一致しているというお言葉をいただきましたので、これは先に明るい材料なのかなという気は、私はしております。

今、矢掛町が観光振興における課題として直面しているインバウンド対策については、モニターツアー事業の事業委託に準じて推進会議体が立ち上げられました。これは、町長がおっしゃる、おもてなしの部分の大きな柱の1つになると思います。また、民間旅行者が町家交流館を拠点に営業を開始し、そして井原線矢掛駅の業務委託事業者の変更に伴い、駅舎を拡張改修して公共交通機関の矢掛の町の表玄関のグレードアップを町は計っておられます。

当然ながら、そういった会議体、民間事業所、公共施設、小さな拠点、そういったものを介して今後は観光に関するさまざまな情報が町外、県外から集まってくるのが予想されます。それらを有効に活用できる受け皿と、反映をできる組織を作り上げてくださることを、切に望みます。

もちろん、我々も汗をかきますので、官民一体となってまちづくりを語る場を、横連携の統括的な会議体を創設していただくことをお願いし、質問を終わります。

**○議長（江尻健二君）** 続きます、7番、笹井愛子さんお願いします。笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 議席7番、笹井でございます。

今回は、高齢者をしっかりとサポートする政策、そして長寿のまちづくりを目指す政策の2つの質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず、高齢者をしっかりとサポートする政策について、質問と提案をさせていただきます。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける社会を目指すためには、地域包括ケアシステムと住民同士が支えあえる共助のまちづくりが求められています。質問の要旨、その1としまして、コミュニティ、いわゆる“共同生活のための地域集団”による地区づくりについて質問します。

年をとっても、認知症になっても、安心して暮らせる町にするためには、どうすればいいのか。このことは、高齢化の時代を迎えた現代の課題です。認知症の人や介護者が交流する認知症カフェが、県内で急増しています。認知症カフェは、厚生労働省の補助金対象となっている関係で増えていると考えられます。認知症の人だけに限定することなく、元気に暮らす高齢者の方々も気軽に立ち寄ることのできる安らぎのカフェが必要ではないでしょうか。昔はあちこちで会話を楽しめる場所があったのに、今はなくなったという声も聞かれます。安らぎのカフェは、それぞれの立場を超えて、日中の数時間をお茶を飲みながら介護の悩みを話しあったり、歌を楽しんだりして過ごす居場所です。元気な高齢者も、認知症、要介護者もみんなが仲間、お互いが支え、支えられる関係が大切であり、毎日の暮らしの中で求められています。

こうした地域づくりを目指して矢掛町全地区に、“みかわてらす”のような、安らぎの館を設置していただきたいと要望します。また空き家を使用することで、有効活用にもつながると思います。共同生活のための地域集団、いわゆるコミュニティによる地域づくりについて、行政はどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

質問の要旨その2といたしまして、高齢者の手となり足となる取り組み、いわゆる手足政策について質問させていただきます。国の人口は、2008年をピークに減少していますが、反面、75歳以上の高齢

者は42年まで増え続けると推定されています。そのため、国は、団塊の世代が75歳以上になる25年を目途に地域包括ケアシステムの充実にむけて、医療と介護、住まいや移動、食事見守りなど、生活全般にわたる体制を整備しようとしています。25年といえば8年先のことです。それまで待ってられない高齢者が矢掛町には大勢おられると思います。

今、必要にせまられている高齢者の方々のために、何ができるのか、何をすべきなのか、自問自答するとき、高齢者の手となり足となる身近な手足政策こそが求められているのではないかと思います。

平成24年から、地域包括ケアシステムが推進されました。矢掛町では、それ以来、高齢者のためにどのようなことを実施されてきたのか、また実施されようとしているのかお尋ねいたします。

保健福祉課長、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、笹井議員さんの御質問にお答えします。

コミュニティによる地域づくりについて、行政の考えということでございますが、町では振興計画におきまして“町民と行政が互いに情報を共有しながら、行政だけでなく地域コミュニティなど多様なまちづくりの担い手との協働を促進し、地域の課題解決に向けた取り組みとして地域活動を支援し、地域の繋がりづくりを推進する”としております。行政としては、地域コミュニティの担い手の育成や、地域コミュニティの自主的な活動をサポートすることが役割であると考えております。また、町民の方には、お住まいの地域にはどんな課題があるのかを考え、地域を守るためにできることを自主的・積極的に取り組んでいただきたいと思います。こうした地域の取り組みが、安心して暮らせる地域をつくっていくことにつながると考えております。

なお、安らぎのカフェにつきましては、現在、認知症カフェというものが一般高齢者を対象として実施しておりますし、安らぎの館につきましては、交流の場としては大変大切なものと考えております。ただ、新たな施設ではなく、今ある各地区集会所や公民館などの施設を利用させていただきたいと考えております。

次に、手足政策ということで、地域包括ケアシステム導入以来の町の高齢者のための施策についてでございますが、まず、社会福祉協議会では、支援の必要な高齢者の見守りネットワークを整備しております。また、町内各地区での集いの場や活動の場として、いきいきサロンの支援を行っております。

次に、保健福祉課では、介護予防教室として、お達者教室やミニお達者教室を開催しており、初期の認知症対策として、認知症初期集中支援チームによる早期対応などを行っております。

町民ボランティアの育成や活動支援としては、まちの健康リーダーの育成、権利擁護事業の中で町民後見人の育成、認知症カフェや地域ミニデイサービスなどへの活動支援を行っております。

今後につきましても、介護予防事業の担い手として、ボランティアの育成、地域ミニデイサービスなどの地域の自主的な活動へのサポートを行なって参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 御回答ありがとうございました。

いろいろな施策、支援を説明していただきましてありがとうございました。

矢掛町では、民生委員の方々、また地域の皆様に、見守り活動、代行など大変お世話になっていますが、それには限界があります。高齢者の見守りや安否確認、外出支援、買い物、調理、清掃、家庭ごみ

出しなど、困難者の支援ができる住民ボランティアの組織を行政指導で考えていただけないでしょうか。

現在、観光活性化の一端として、有償観光ボランティアの会、有償地域おこし協力隊が組織されています。それと同様、矢掛町福祉活性化の一端として、有償住民ボランティアの会を近隣に先駆けて組織し、手足政策に取り組んでいただくことを提案します。

町民の不特定多数の人が、平等に恩恵を受ける政策に予算を費やすことこそが望まれています。課長の前向きの答弁をお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 地域包括ケアシステムでは、地域住民の方のボランティアによるきめ細かいサービスの提供が、地域の高齢者を支えるために必要とされています。町としても、そういったきめ細かいサービスがあることで、医療や行政のサービスと併せて高齢の方が住み慣れた地域で自立した生活を安心して送ることができるというふうに考えております。

有償住民ボランティアの会の立ち上げの御提案ということでございますが、有償住民ボランティアの会は、介護保険のサービスや障がい福祉サービス等の対象にならない日常生活における軽微なサポートを必要とする高齢者を支援する地域住民主体の有償ボランティア派遣制度と理解しております。現在、地域包括支援センターで高齢者のお宅を訪問し、ごみ出しや話し相手になるなど、軽度の生活援助を行う訪問ボランティアを、この4月から有償で実施しております。料金は30分までが100円、60分までが200円となっております。他にも、矢掛地区と川面地区に認知症カフェが立ち上がっており、ボランティアの運営によりまして、認知症に限らず、全ての高齢者を対象に集いの場としての活動を開始しています。

保健福祉課では、このような形での町民主体のボランティア活動を推進しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 御答弁では、有償住民ボランティアを既に組織されているようですが、矢掛町は7地区あるので、充実したケアを行うには、現在お聞きすれば、5人の有償ボランティアの方とお聞きしていますので、それでは少ないのではないのでしょうか。報酬にも関わるとは思いますが、各地区2人として最低14人は必要ではないのでしょうか。今後、順次増やしていただきたいと思えます。

つづきまして、長寿のまちづくりを目指す政策について質問と提案をさせていただきます。

まず、医療制度などの充実についてお尋ねします。命と健康を守る医療制度は、町民が安心して暮らすための基本的な制度です。この制度は、病気や怪我の際は所得の多少に関わらず、必要な医療を平等に受けることの出来る制度です。75歳までの人は、国民健康保険・協会健保・健康保険組合・共済組合などに加入しています。また75歳以上になると、後期高齢者医療保険に加入します。それぞれの保険によって財政状況が異なっています。加入者が一番多い国民健康保険は、保険料収入が不安定で、しかも平均年齢が高いため、医療費が多くかかり厳しい運営を余儀なくされています。国民健康保険制度の安定のため、今まで市町村単位で運営されていた国保制度を、来年2018年度から県が財政運営の責任主体となることになっています。

このことで、医療費の自己負担割合が軽減されるのでしょうか。また、現在行なっている高校生までの若年医療費が無料になっていますが、有料に変わることはないのでしょうか。その他、メリット・デメリットについてお尋ねします。担当課長の御答弁をお願いします。



**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 医療制度などの充実ということで、まず保健福祉課の関係で、高校生までの医療費無料化ということでございますが、無料化の期間につきましては、条例によりまして平成31年3月末までとなっております。

有料に変わるかどうかにつきましては、無料化の効果を検証するとともに人口増対策の一環でもありますので、継続又は廃止について慎重に検討して参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、国民健康保険の関係につきましては、担当の町民課の方から説明させていただきますのでよろしく願いします。

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** それでは、7番、笹井議員さんの御質問にお答えします。

まず、国民健康保険の医療費の自己負担割合につきましては、従来の3割、2割、1割負担の状況に変更はありません。

次に、国によると、主には財政運営の安定化というメリットを上げられております。医療給付費は都道府県が負担するため、市町村は急激な医療費の増加などのリスクを負わなくてよくなり、国保の財政運営が安定するとのことでもあります。また、国民健康保険への国の公費が拡充されることも挙げられております。この中には、市町村の努力が評価されるという制度もございます。このため、矢掛町としては、これまでどおり、きめ細かい窓口サービスや保健事業等、力を入れてまいりたいと考えております。

また、デメリットとして申し上げますと、既に新聞報道等で御存じのことと思っておりますが、岡山県の試算では一人あたりの矢掛町の保険料が増えることとされています。新聞報道等で公表されている岡山県の公表数字によりますと、平成28年度の矢掛町での保険料一人当たり85,785円が、一人当たり95,513円となり、9,728円が増加するとの試算結果が岡山県から出されております。この保険料の算出方法は、まず岡山県全体の医療費を推計いたしまして、県単位で交付される国からの補助金等を控除した後に、医療費水準、所得水準を加味して、被保険者数に応じて各市町村に対して、岡山県が納付金を配分するものでございます。

なお、今後具体的な保険料につきましては、今後の詳細な情報を入手しだい、慎重に検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** しっかりと御説明をいただき、ありがとうございました。

若年医療の無料の件が条例により31年3月で終了ということで、とても残念です。また新しく条例の見直しが叶い、今までどおり無料にしていきたいと思いますし願っています。

少子高齢化や核家族化は、医療制度に大きな変化をもたらしました。高齢者が病院に長期期間入院するケースが増え、また介護が必要な高齢者を自宅で家族が支えることが、容易ではなくなっています。そのため、医療を含む社会保障費の増加により、財政問題が深刻化されてきました。そうした状況に対応するため、2000年から介護保険制度がスタートされましたが、共助とはいえ、介護保険により生活費を圧迫していることは事実です。

岡山県に27市町村ある中で、矢掛町の介護保険料は国保保険料と同様、13番目の高い水準になっています。近郊の自治体では、最も高い介護保険料となっています。改善のため、医療提供体制と介護保険の運用をセットで考えながら、介護保険料の上昇を抑えるため、将棋でいうどのような手を打つべ

きか、行政のお考えをお聞かせください。

課長、答弁をよろしくお願いいいたします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 介護保険の保険料の上昇を抑えるためには、介護サービスの費用を減らす必要がございます。そのためには、必要のないサービスを使わないことと、介護が必要になる前に予防することが必要であると考えております。食事や運動などの生活習慣を改善し、町の実施する運動教室や介護予防教室等へ御参加いただくことで、医療や介護が必要になる時期を遅らせ、また、期間を短くすることができます。

介護予防事業への取り組みが将来の給付費の上昇を抑え、保険料の上昇を抑えることにつながりますので、町民の皆様には健康づくりや、先ほども申し上げましたが、町健康リーダー等が実施します介護予防教室へ、積極的に参加していただくようにこれからも広報や啓発に努めてまいりますので、よろしくお願いいいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 健康寿命を延ばすことが介護保険料の上昇を抑えることになりますので、健康づくりの広報活動に専念いただき、達者な高齢者が一人でも多くなるよう努めていただきたいと思います。

再々質問といたしまして、高齢者の健康づくりについて質問します。

7月25日、三重県いなべ市へ研修に行きました。いなべ市役所大安庁舎には長寿福祉課という珍しい名前の課があり、そこでは高齢者の健康づくり施策として“えぷろんサービス”という事業がありました。要支援者に一定期間の予防サービスを行うことによって、可能な限り健康な生活にもどし、その後は運動や食事を楽しむことのできる通いの場を用意してその状態を維持していただくというものです。サービス内容は、洗濯、調理、掃除などの日常家事。また、閉じこもりがちの人には、外出支援などをして、自分で出来ることを増やしていくということを目指しながら、改善状況に合わせてサービスを少しずつ少なくしていくことがコツです。利用料は30分で50円、60分で100円の低料金で、翌月まとめて支払う。この事業は、ケアマネージャーを通して、シルバー人材センターへ委託するというものです。シルバーセンター会員の方々も、自身の生きがいと健康につながると思います。

そしてもう1つ、青空デイサービスという事業に心打たれました。農業公園を拠点として、花づくりや花壇づくり、草木を使ったクラフト作りなど、園芸作業を中心に自然とふれあいながら健康増進を図る、花壇の手入れによって運動不足の解消をする人、仲間との会話を楽しみにしている人、花の成長に感動している人など、それぞれが介護予防につながっていきます。

矢掛町にも、農業公園のような通いの場をつくっていただきたいと思います。そして、5年、10年後に自分たちで育てた花々の中で、また、野菜や果実の実る青空の下で、生きがいと健康に輝く高齢者のお顔を見ることを想像しています。

いなべ市のような高齢者の健康づくりについて、保健福祉課長の思案をお伺いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** いなべ市のような高齢者の健康づくりについて、ということですが、まず、えぷろんサービスによく似た事業といたしまして、矢掛町では訪問ボランティア事業を有償で実施しております。これは先ほども申し上げましたが、30分100円、60分までが200円でご

ざいます。サービス内容は、ごみ捨てや話し相手や安否確認ということで、いなべ市とは多少異なりますが、目的は同じでございます。

現在、先ほど人数が少ないと言われましたが、5名のボランティアの方が訪問を行なっております。5名では少ないということではありますが、これからの要望とかに対応できるように、更に育成について努力してまいりたいと思います。

また、いなべ市の青空デイサービスの取り組みにつきましては、いなべ市社会福祉協議会が行なっている事業でございます。65歳以上であれば誰でも参加できる一般介護予防でございます。1班が20名程度で、農業公園の花壇の手入れを行なっておりまして、活動は2週間に1回、1年間継続したら卒業ということでございます。もともと合併前の旧藤原町の地域の特性を活かした事業として実施されていたものでございます。

矢掛町では、地域のいきいきサロンの活動の中にこのような活動を取り入れることが可能ではないかと思っております。集いの場としてのサロンは、その地域の方の自由な発想によりまして、ふれあいや交流の場を基本として、そこに楽しさや生きがいを感じられる活動を取り入れることが大切です。地域の畑を利用し、花や野菜を植え育てるといった活動は、外出の機会をつくり、人とふれあい、共同で作業を行うことで、地域内の人の交流が図れ、楽しみや生きがいにつながるものと思われま

す。更に、保健福祉課では、今後、生活支援コーディネーターを配置しまして、地域の方と協議体をつくり、地域の特性にあったサービスを作っていくこととなりますので、こういった新たなサービスにつきましては、その中でも検討して参りたいと考えますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 御答弁ありがとうございました。

課長の思案をいろいろお聞かせいただきました。

やさしさにあふれ快適な町づくり、年を重ね一人ぼっちの生活を余儀なくされておられる人も、生きがいを感じながら、上を向いて歩ける町づくりが求められています。坂本九の歌に、“上を向いて歩こう、涙がこぼれないように、思い出す春の日、ひとりぼっちの夜、上を向いて歩こう、滲んだ星を数えて、思い出す夏の日、ひとりぼっちの夜、幸せは雲の上に、幸せは空の上に”というのがございます。高齢者全ての方が、いつまでも健康で幸せに過ごしていただきたい。そんな思いで今日の質問をさせていただきました。

矢掛町は平均年齢100歳と言われる町づくりを目指し、行政で努力していただけることを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 続きまして、3番、土田正雄君お願いします。土田君。

**○3番（土田正雄君）** 議席3番の土田でございます。

給食のアレルギー対応について、質問をさせていただきます。

近年、全国的に食物アレルギーを持つ児童・生徒が増加しております。アレルギー反応の重症度によっては子どもたちの命に関わるため、細心の注意を払いながら食物アレルギーの対応を行わなければなりません。

学校給食でのアレルギー対応は、各地でさまざまな対応がとられており、除去食や代替食などを作らず弁当で対応するなど、その方法は自治体や学校の考え方、施設・設備によって異なっております。

平成24年12月に、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの

疑いにより亡くなるという事故をうけまして、岡山県でも平成26年3月に、今後の学校給食における食物アレルギー対応について、市町村の教育委員会に適切な対応をお願いしております。

そこで、町内の幼稚園・保育園・小学校・中学校での対応はどのようなふうになっているのか、お尋ねをします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 3番、土田議員さんからの、給食のアレルギー対応についての御質問に關しまして、お答えをいたします。

お尋ねの、幼稚園・保育園・小学校・中学校のうち、保育園については保健福祉課の所管になりますが、まとめて教育課からお答えいたします。

まず、小・中学校の給食については、学校給食共同調理場で作ったものを提供しております。学校給食共同調理場では、食物アレルギー対応として、年に一度アレルギー実態調査を実施し、翌年度に向けての対応を検討しています。

本年度は、食物アレルギーを有する児童・生徒は小・中学校合わせて約50名おり、食物アレルギーの原因食品は人それぞれでございます。対応の内容としましては、牛乳でアレルギー反応が現れる児童・生徒10名に対しては、牛乳は出さず、希望者には牛乳の代わりとして豆乳を提供することとしております。実際には、豆乳を希望する児童生徒はおらず、御家庭でお茶を用意されているようでございます。この他には、希望者に対しアレルギーが記載された献立表を御家庭にお渡しし、必要に応じて御家庭で代替食を用意いただいております。牛乳以外では、除去食や代替食の提供は行なっていないのが実情でございます。

幼稚園においては、各園でパンや牛乳などを業者から購入し、いわゆる簡易給食として提供しています。本年度は食物アレルギー対応が必要な園児はおりませんが、対応が必要な場合は、原因食品の種類に応じて代わりのものを購入し、提供をいたします。

保育園の給食は、それぞれの園で調理したものを提供しております。入園前の面談時に、保護者にアレルギー対応や特別に配慮が必要かどうかを確認いたします。本年度、アレルギー対応が必要な園児は16名で、原因食品は、牛乳、卵、牛肉、ナッツ類、小麦、青魚、果物などでございます。それらの食品を除きたいわゆる除去食、または代替食で対応いたしております。

以上、給食のアレルギー対応の実態についてのお答えとさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** 保育園の対応につきましては、除去食または代替食で対応し、幼稚園においてはアレルギー原因食品の種類に応じて対応してございまして、現時点では十分な対応ができていないかと思っております。しかしながら、小学校・中学校でのアレルギー対応は、文部科学省が示したレベル1の詳細な献立表対応であり、詳細な献立表に基づいて児童生徒が原因食品を除去しながら食べることとなります。

そこで、2点について再質問をいたします。

まず1点目は、平成20年に学校給食法が改正され、この法律の第2条に、学校給食の目標として7つの目標が掲げられており、近隣の市町村の状況についてお尋ねをいたします。

続いて2点目は、少量の摂取ではアレルギー症状を起こす心配のない軽症者に対しては、対応できているのではないかとと思っております。どの献立を弁当対応にするのか、保護者との打ち合わせや対応内

容について、関係者と十分な協議ができているのかお尋ねをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 再質問についてお答えいたします。

1点目の、近隣自治体の状況についてですが、牛乳の除去プラスアルファの対応がなされているようでございます。例えば、笠岡市・井原市では、牛乳のほかに卵の除去を行っており、浅口市・里庄町でも除去品目についてはできる限り柔軟な対応をとられているということでございます。

続いて、2点目の、保護者等関係者との協議についてでございます。食物アレルギーの原因となる食物はさまざまですし、アレルギー症状の程度もそれぞれ違っております。各学校において、該当児童・生徒ごとに対策をとっており、具体的には、養護教諭を中心に献立表や提出いただいた調査表・診断書を基に保護者と打ち合わせをしており、その中で食べるか食べないかの判断をしたり、家庭からの代替食を持参するかなど、対応について協議しています。そのうえで、担任や教職員間でも必要な対応を認識し、共通理解を図っております。

このように、現状でも保護者・本人の理解を得ているところではございますが、近隣自治体の状況と比べましても、食物アレルギーのある児童生徒が楽しい給食の時間を送れるよう、本町においても今以上の対応が必要であると認識しております。中でも、卵については、対応が必要な児童生徒は13名おり、卵を除去するのは効果的な対応であろうかと思えます。究極の理想は、全ての原因食品の除去でございますが、主だった食品の除去が現実的な対応であろうかと思えます。

“岡山県学校給食等における食物アレルギー対応方針”というものが県から出ておりますが、その方針の中に、安全の面からわかりやすくという観点から、対応する食品数を減らし、複雑・過剰な対応をしない、とも定められております。

除去をする食品数を増やすには、調理器具や配送用の食缶の購入、更の場合によっては、専用調理室の整備等も必要となってきますので、そういうことも含めて少しずつでも対応範囲を広げるよう、まずは卵の除去から検討していきたいと思えます。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** 小・中学校の給食につきましては、今以上の対応が必要であると認識しており、今後、卵の除去から検討するという回答をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

また、学校給食では、食物アレルギーのある児童生徒が楽しい学校給食の時間を送れるような対応が求められております。しかしながら、先ほどの回答で近隣自治体の状況をみてみますと、矢掛町の対応は必ずしも十分なものではないと思えます。

そこで、教育長に小・中学校の給食のアレルギー対応についてのお考えをお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 土田議員さんの御質問にお答えをさせていただこうと思えます。

まず始めにですね、実は、矢掛町の学校ではですね、養護教諭、学級担任、もちろん管理職もそんなんですけれども、個々の子どもについてどういうアレルギー症状があるのかですね、しっかり分析をして、それを前年度内ですね、前年度のうちに教育課の方まで報告をいただき、私も全部見ております。ですから、これには漏れがあったら大変なことになりますので、複数の目でしっかり見ていただいでですね、漏れないように努力をしているということ、まずお知りおきいただきたいと今思っていると

ころでございます。それから、現在の食生活においてですね、特にいろいろこう全国的に問題になっているのはですね、例えば、朝食を食べずに登校する、それから、好きなものは食べるけれども嫌いなものは食べないといったような、いろいろな課題もございます。そういう食生活上での課題をですね、給食を通して改善することも重要な意義があるというふうに私自身は認識をしているところでございます。

給食の時間が安全で楽しく、そしてしっかり出されたものを全て食べると、多様化している家庭での食生活をしっかり補っていくことが、何よりも重要と考えておるところでございます。そのためにもですね、やっぱり、卵以外のアレルギー品目についても、矢掛町におきましても、できるだけ早いうちにですね、できる範囲での対応をしていかなければいけないと、そのための研究もですね、早急にやっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** 御答弁ありがとうございました。

食物アレルギーを持つ児童・生徒は、一般的に1～3パーセントと言われております。給食時間も、調理後2時間以内と決められているようで、センター方式でございますと調理後の運搬作業を伴う施設では、いろいろな問題があると思います。

今後、全ての児童生徒が楽しい学校生活を送れるよう努力していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。ここで、15分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

**○議長（江尻健二君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、川上淳司君。川上君。

**○2番（川上淳司君）** 失礼します。議席2番の川上淳司です。通告により質問させていただきます。

さっそくではありますが、質問に移らせていただきます。

質問としましては、矢掛商業高校跡地をバートインターナショナルに10年間無償貸付を承認し、活用していただいているわけですけど、議会全員協議会での説明とは食い違っている点で、防災研究所として各県の自治体から研修生を受け入れて研修すると言われていたのですが、どのようになっているのでしょうか。そして、今後の計画をどのように実行していくかの計画書を提出していただくようになっているかどうかの確認もさせていただきたいと思っております。

また、町として、今後の対応及びどのようにしていこうと思っているのか。以上3点の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、2番川上議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

バートインターナショナルの当初の事業計画につきましては、平成26年の12月の議会全員協議会におきまして、バートの片山代表が来られまして、議員の皆様にご説明があったところです。その後、平

成27年4月から、矢掛商業高校跡地の貸付を行なっております。

この、その時は当初の説明では、大きく3つの事業がございまして、まず1つ目が防災訓練施設運営事業、2つ目がインキュベーション施設運営事業、3つ目が人材育成事業でございました。

議員さんの御質問で、特に1つ目の防災訓練施設運営事業、この中の防災研究所として研修生を受け入れて研修をします。このことにつきましては、昨年度、小学生を対象とした防災訓練とか、防災イベント、こういったものを実施されておりますが、御質問にありました、自治体職員を対象とした研修の受入れというのは実施をされておられません。バートとしては、全国各地で防災活動を展開されておられるようですが、この研修受入れについては、なかなかハードルも高く、計画どおり進んでいないというのが現実でございます。

建物につきましては、消防法の関係などで、校舎への宿泊施設の整備が困難ということで断念をしたこととか、あと、利活用にも若干制限があること、こういったことも影響していると聞いております。代表のお話では、正直苦勞はされているようですが、歩みを止めることなく引き続き準備を進めているということでもございました。

それから、今後の事業計画の提示につきましては、冒頭申し上げました当初の3つの事業計画がございましたが、この中で全て一応目指されている方向は変わっておられないということで、適宜、具体化できた事業から順次計画書を提出いただいております。

それから、今年度になってからでございますが、実施事業等につきましては、バート通信という広報チラシを作られておられまして、町の託送も活用しながら周知を始められたところでございます。

町としては、防災を核とした研修・研究施設、またインキュベーション施設、これは産業振興です。こういったことに期待をしておることには変わりはありません。今後の事業展開に期待をしたいと考えております。

いずれにいたしましても、当初掲げられている目標というのは、非常にハードルも高く、そう簡単に実現できるものではないと思っておりますが、10年後には当初掲げられた目標に沿った施設、こういったものにしていただきたいというふうに考えておりますし、民間事業ですので、柔軟な事業展開とか、時代の流れにあった活動を期待するとともに、必要に応じて相互に協力をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○2番（川上淳司君）** 再質問をさせていただきます。

当然、今も御説明あったとおり、バートインターナショナルは防災のプロフェッショナルと考えているのは、私だけではないと思います。その団体に施設を開放しているわけですから、防災に関するさまざまな施設があつて当然だと思いますし、災害に対する、備蓄されている物があつても不思議はないと思います。ですが、私が実際見たのは、オートバイだけだと思っております。災害食糧の備蓄と矢掛からすぐ出発できる基地としての機能は最低早急に充実していただきたいと考えます。

また、近い将来必ず南海地震があることに対する備えについて、早急に行なっていくべきだと思っておりますし、もう3年が過ぎようとしておりますので、そろそろ何をしたかを確認することは、町として行なっていなかったのが疑問に思います。

10年経たないと事ができないようなものを待っているわけにはいけませんので、災害はいつの時点で、いつあるか分かりません。町としての責任において早急な対策をとるように促していただくように

お願いしたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 川上議員の再質問に対してお答えをしたいというふうに思います。

このバートの活動に対して、住民も期待を持っておる中で、川上議員をはじめ、議員皆様方には熱心に現場監視をしていただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。また、御心配をかけている部分もあったというふうに思いますが、お詫びを申し上げたいというふうに思います。

この間、全協で2回だったと思いますが、1回は私も出ておりました。もう1回は議会が主催でやられたというふうな報告を受けております。そういうことも踏まえて、議員の質問とトータル的に私が話したいというふうに思います。

今、課長が申し上げましたが、結果的に、行政からは27年4月のスタートになります。つまり、今日まで期間にして2年5か月のイメージを持っていただければというふうに思います。

そこで、最初に取り組んだスタートは、総務省の地域経済循環型創造事業交付金の申請をスタートさせたということでございます。慣れない面もあるのか、最初の申請は書類不備で駄目だったんですけれども、6月にこの交付金の事業の申請を行いました。そのことによって、9月に10分の10の交付金事業は不採択になったわけでありまして。議会にも申し上げておりますけれども、特別交付税事業、これについてはOKということになったことに伴いまして、9月で予算化したということでございます。つまり、この採択を受けるまでに半年、2年半の中の半年がかかっておるということを確認していただければと思います。そういう中から、事業が、補正予算がついた中で、行動開始をしてきたというふうに思います。

結果的に先に申しますと、この期間が29年3月完了ということでございますので、事業を1年半やっておったということでございます。これは、補助事業の経緯を申し上げておるわけでございます。その中で、やはりお金が出たのは、12月、つまり27年の12月に町の方も補助金を半分の5,000万を交付し、民間の銀行からの借り入れの5,000万を合わせて1億が入ったのは27年の12月ということでございます。そして、事業が延長を認められて、普通ですと28年3月になるんですけれども、延長で29年の3月までの了解を得て実施したということでございます。それが完了した4月から、総務課の方が完了検査に入ったということございまして、多少やっぱり民間でありますので、書類の綴り方とか整理の仕方、それからお金も1億円以上の事業を展開しておりますので、それを精査するのに8月末までかかったということでございます。

これだけ見ていただきますと、一つの流れは、この補助事業で、この8月までかかっているという一つのラインがございます。その道中の中で、一つは、皆さんの会議の中で出ています漏水の問題が町の検査の中で出てまいりましたが、調べましたところ、やっぱり町の施設の漏水ということが判明いたしましたので、これが町が今後直さなければならないものということが判明をいたしました。

そこで、これは今、補助事業の話をしました。それでその間に、かなり日にちはかかっているというものの、スタートする時点で、あの場所の実態を知っていただければ、かなり傷んでおったり掃除をしてないということであって、最初はかなり掃除に時間がかかったというふうに思います。

多少、私はずっと関心を持ってこの2年半見てきたわけでありまして、現場を見るたびに、どこまで仕事が進んでいるのか、どうなのか、まあ催促等もしてきたところでございます。

そこで動きとすれば、一つの流れはこれで補助事業をやりながら、私は町民や議員の声を必ず代表の



方に言ってですね、皆さんの期待された事業の展開はどうなっておるのかと絶えず言われるということ話し続けてきていました。その中で、分けまして2つあります。

1つはですね、その間に提案されたものがございまして。これはオープンにしておりません。つまりどういう意味かと言えば、こういう事業を展開する中で、提案をされてもですね、本当にその事業について論議するところまでまだいかないので、そのお答え等をしていませんが、具体的にあえて言えば、最初はローズオイル、こういう事業を展開したいんだということがございました。これは、こちらに來られて新たに農地を買ったりですね、そして農転をしたりという手続きの中で時間がかかり過ぎまして、つまり相手の業者の対応までに間に合わなかったということで、積極的に私は良い話だなあと思ったんですが、事業が出来なく終わったケースもございまして。その次には、国際交流。ぜひ町長、農業の国があるんだと、矢掛町とぜひやりたいというふうな話もございまして、あまりにも大きな話でありましたので、到底その時点で皆さんに話をしたりというのは難しいというふうに判断したということがございます。それから、事業的にはですね、あそこへ薬草公園とかハーブ公園等を作って地域貢献をしたい。つまり、お客を呼べる公園で、そしてまたそこで事業展開をするという、まあ、これは希望的な話もございました。

それからもう1つは、企業誘致が具体的に今ありました。これについては、あそこの校舎を貸してほしい。ぜひやりたいという話で、今、もう矢掛の中へそういう情報は一部流れておるといふふうに思いますが、そういうことが具体的にあったんですが、今、議会の対応とか住民の現状を見ると、なかなか私はそこへ結び付けられない状況が今あるというふうに思っております。しかし、1つは流れとすれば、努力をしている足跡というのは御理解いただければというふうに思います。

それからもう1つは目に見えるもの、これはもう議員さん方もお分かりだろうというふうに思いますが、あそこを改修しながら、補助事業をやりながら、出来たところを使っていく。ここがあえては行政が補助事業をやっていないので、民間の場合は、事業が出来たところを使っていくというような柔軟なやり取りをしてきたのではないかなあというふうに思います。これはもう皆さん御存知のように、あそこのオープンとして鮑の生産をするとかですね、子育ての部屋を無料で貸しますとか、そしてまた、健康づくりにですね、ここを使ってもらおうとか、そしてまた、食べ物のサービスをするとかいうふうなことをやっておるといふのは、こっちの方は皆さん御存知だろうというふうに思います。

そういう2年半であったというふうなことで、まあ議員が知つとられる範囲ならそれでいいですけど、知らない分については御理解いただければというふうに思います。

そこで一番大事なのはですね、その間の今後の問題が、今言われますように計画・実行、防災ということであろうというふうに思います。課長答弁がしとるのが本音の話ではないかなあというふうに思いますが、ちょうど今ここまででそこまで整理が出来た感じがありますので、補助事業の方もほぼチェックが終わった段階、今であるわけです。

ちょうどタイミング、ここへ來たのでですね、これから行動を起こそうとする、議員の言われるところでございまして、皆さんの趣旨を十分踏まえてですね、これから真剣に代表と、どこまで当初の計画がそのとおりに実行できるのか、どうなのか、これから詰めに入りたいというふうに思っていますので、そういう形がまとまった時点では、議会の方へもまたお知らせできればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○2番（川上淳司君）** 町長，御答弁ありがとうございます。

ちょうど町民の皆さんも一番心配なところは，今の現状，町長のお言葉を聞くことが一番大事だと思っておりますので，本当にありがとうございます。

また，片山敬済代表は，私ども，若いときのオートバイの神様として崇めた方でありまして，本当に御本人に会えることはないかなと思っていたら，こういう機会に会わせていただきました。

今回のことはいい機会でありまして，バイクを通して災害現場でのあらゆる対応をすることは，あらゆる手段を使っても一番効率がいいものだと思っておりますので，あそこを，矢掛商業高校をこれからは災害の基地として，ますます効率的な運用をしていただければなあと思っておりますし，また矢掛町の防災訓練の拠点として，あそこで防災訓練ができればなあというふうなことを期待しまして，私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（江尻健二君）** 続きまして，8番，萩野清治君お願いします。萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 通告にしたがい，次の3点について質問をいたします。

第1点目は，幼稚園の統廃合問題について質問をいたします。この問題につきましては，昨日の本会議の冒頭，教育長の方から平成31年4月1日統廃合の計画を延期するという報告がありました。したがって，私の質問通告書を出してございましたけれども，ちょっと変わりますが，通告書どおり質問をさせていただきますが，その中の1つは，統廃合を前提とした地元説明会での関係者の意見の特徴について。そして，統廃合問題については，多人数による遊びのメリット，少子化の中で少人数になってくるデメリット等，いろいろありましたが，問題は，この地域が無くなるかどうか，こういった非常に危機感はあるというふうなことでありまして，私の方は，拙速な結論は出さないということを強く望むというのが今回の質問の趣旨でありまして，延期という報告は，私の方からすれば歓迎をするところであります。

こういった中でありますが，この昨日の教育長の方が急遽平成31年4月1日の統廃合計画について延期，見送りをするという報告がありましたが，急に見送った経緯等につきまして，御答弁をいただければというふうに思います。その中で，地元説明会でのいろいろな意見もあつただろうと思っておりますので，それも含めてお願いしたいと思っております。

それから，今回，統廃合問題の地元説明会，平成31年4月1日で統廃合するという前提で説明会を持たれたわけですが，その中で，私も山田へ出ておりましたが，送迎の問題でありますとか，これが遠距離になるとか，高齢化や人口減少の中で今，町が行なっている人口増対策，少子化対策，こういった町の施策との矛盾，あるいは，先ほども言いました地域が無くなるのではないかとといった不安，こういった地域の存立に関わる町制の大問題と私は思っているわけですが，こういったことが教育委員会としての説明会というふうなことで，それは行政の問題であるとか，こういったことが所々で説明会の中でも出てございましたけれども，行政との協議が不十分ではなかったかなというふうな気がいたします。

今後のこの幼稚園の統廃合の問題，こういった方向性も含めて山野町長の考えもあわせてお聞かせをいただきたいというふうに思います。どうかよろしくお願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 8番，萩野議員さんの幼稚園統廃合についての2つの御質問について，お答えをさせていただきます。

まず1点目の地元説明会での関係者の意見の特徴について、お答えをさせていただこうと思います。なお、説明会の中で出た意見、それから、説明会後の参加者の意見感想から、御記入いただいておりますので、それからも抜粋しておりますので、よろしく願いいたします。

御承知のように、現在、幼稚園が設置されております矢掛、美川、山田、川面の4地区と、全地区の保護者、地区民を対象に計5回開催をさせていただきました。関係者の意見の特徴ということでございますけれども、まず、保護者世代より地域の方の参加の方が圧倒的に多かった2つの地区におきましては、地区から、地域から幼稚園が無くなることで過疎化が一層進むことや、移住定住人口の減少などの危機感から、統廃合反対の意見が多数出されました。また、「とにかく今までであった幼稚園が無くなることには反対である。」、「人数の多い少ないではなく、地元の幼稚園に通っていることが子どもたちにとっていいことだ。」などの意見が、ある地区では出されました。更に、「幼稚園を残してほしい。」、「教育理念だけではなく、地域の文化、教育的施設として考えてほしい。」といった意見も出されました。中には、「結論ありきの感じがする。」、「決定事項としか受け取れなかった。」、「少人数、多人数どちらにしてもよさがあり、難しい。」、「もう少し時間をかけても良いのでは。」、「矢掛町が新しく変わっているのはとてもいいことだけれども、小さな町ならではというところは大切に残してほしい。」などの厳しい御意見や慎重な御意見もいただきました。こうした地区では、保護者世代も出席されておりましたけれども、なかなか保護者世代としての意見を出し難い雰囲気があったのも事実と思われれます。

逆に、保護者世代が多数を占めていた地区では、統廃合を前提とした御意見や御要望が多かったと思います。例えば、「幼児教育に力を入れてほしい。」、「保育園との違い、特に幼稚園のメリットをしっかりと出してほしい。」、「幼稚園の保護者、若い親の意見をもっと聞いてほしい。」、「小学校を統廃合しないのであれば、幼稚園を統合してもよい。」、「少人数の教育が難しいのはよく分かる。」、「しっかりと説明していただいた。」、「教育に対する熱い思いを感じた。」、「大人数の方がいいと思うので、統廃合賛成。」、「地域の方の気持ちも多少理解できるが、統合すれば子どもたちや保護者の負担軽減に繋がると思う。」などの意見が出されました。

各会場でいただきました御意見等を集約いたしますと、地域の方々からは幼稚園が無くなることへの危機感や移住定住への悪影響など、統廃合反対の御意見や慎重な対応を求める御意見が多かったと思います。保護者世代からは、反対意見もありましたけれども、子どもたちのためにより多くの人数の中でしっかりとした幼児教育を進めてほしいとの御意見が多く、統廃合を前提とした御意見や御質問が多かったと考えております。

次に、2点目のお尋ねでありますけれども、統廃合問題については、メリット・デメリット、地域の存続に関わる問題、拙速な結論は出さないことを望むとの御意見等に対しまして、教育委員会としての考え、方針につきまして、お答えをさせていただきます。

昨日の議会冒頭の報告事項でも申し上げましたとおり、結論から申し上げますと、この度の平成31年4月を目途とした幼稚園の統廃合につきましては、見送ることといたしました。その理由は、繰り返しになりますが、統廃合について保護者世代の賛成意見は多く認められるものの、地区によっては厳しい反対意見もあり、地域としての理解を十分には得られる段階までには至っていないと判断したことによります。

ただ、教育委員会といたしましては、対象となります子どもたちの教育のことを第一に考え、今後も

保護者世代の皆様だけではなく、地域住民の御理解をいただくための場を設定し、期限ありきではなくメリット・デメリットを含め、統廃合に向けての合意形成に努めてまいりたいと考えております。

終わりにになりましたけれども、幼稚園の統廃合に御期待をされておりました皆様には、大変申し訳なく、お詫びを申し上げます。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 私の方から、質問がありました行政、教育の連携が不十分ではなかったかなということに対してお答えをしたいというふうに思います。

議員の皆様には、この案件については、私はお知らせしていますように、最終的にどこが決めるのかというのは議会であります。当然、1つのプロセスの段階でありまして、教育委員会が説明はしたということですが、議員の質問にありますように、教育委員会としての事務手順を踏んできたというふうに思います。

春ごろ話がありまして、だいたい教育委員会の組織内では、ほぼ一致をみたような話を聞きました。そこで、何が足りないのかということに関しては、当然、住民サイドの意見が入っていない。教育関係者だけでこれは決まりませんよと。当然、住民の意見を聞いて議会へ諮るという手順がありますよというの、申し上げました。それからすれば、ちょっと教育長には悪いですが、春ごろに言っているのが、説明会が8月になったと、それが余計ですね、さもあきというふうにとられたこともあるのではないかなというふうに思います。なかなか進まないなあというのは、自分では感じておりました。

そういう過程がある中で、手順はですね、教育委員会の総論がまとまった中で、町長の方へその報告が、最終報告があれば、私は全資料を持って議会協議であります。私自身、まだ議会の方へは協議をしておりませんし、この前の全員協議会でもそれは申し上げたというふうに思っております。この教育長の一連の内容を聞けば、やはり今、議員が言われるように、連携不十分だと言われても仕方がないかなあというふうに思います。

かなりあの中には、越権行為といえますか、町長部局で言わなきゃならないことがかなり入ったというふうに思います。そういうものが余計、かなりですね、もうそこで決まってしまう、そうしてしまうんではないかというふうにとられたかなというふうに思っております。

つまり、今回は出番がなくて、教育委員会サイドでもうここで見送りというのが出ましたので、ある意味では私どもも議会の出番もなかったということでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 1点目の質問に対しまして、教育長さん、それから町長さんの方から丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。

いわゆる幼稚園の統廃合、将来性について、町政に関わる重大な問題でありますので、今後も十分連携をとって誤りのない対応を、ぜひ今後ともお願いをしたいということを申し上げまして、1点目につきましては終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。国の財政政策について、お尋ねしたいというふうに思います。国の骨太方針の中で、地方自治体の基金残高が増えているとして、基金の調査分析を盛り込み、地方交付税の削減を狙っているとされておりまして、これに対して、全国知事会など、地方6団体からは強い反対の声が上がっていると報道されています。全国的な状況等につきまして、町長の方に

ぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、2つ目は、国が言うように地方自治体の基金が増加しているのは、私も事実だというふうに思いますが、これについては、各自治体とも高齢化による人口減少、公共施設の老朽化対策、災害への備えなど、必要に応じて条例に基づいて積立をしている。また、矢掛町のように、平成の合併をしなかった自治体では、生き残りをかけ、課の統廃合でありますとか、職員定数の削減、職員の嘱託でありますとか臨時化など、大胆な行政改革を推進してきたところであります。今日にいたっておる、こうした各自治体の努力に対して、基金を貯めすぎているから地方交付税を減らすという国の言い分は本末転倒したもので、強く抗議するものであります。

しかし、本来、地方自治体の責務に照らして行き過ぎた行革については、見直しが必要な時期に来ていると思うし、国に対してもこういったことは、はっきりとものを言うべきと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 2点目の国の財政政策についてのお尋ねでございます。

まさしく、これは議員の質問というよりか私と同じ思いでございます。方向は国へ向かっておるということでございます。

1点目の全国の状況はどうかということでございますが、全国6団体、自治会から市長会、町村会、怒りに怒っております。先般も、わざわざ岡山県の市町村課長が要請に来まして、ぜひこの趣旨は、一方的な国の考え方、今、議員が言われましたが、そのとおりでございます、そうではありませんということ、ぜひ国の方へ、そしてまた地元国会議員の方へ陳情してですね、しっかりやってほしいということでございますので、全国的な状況は、もう今、議員が言われるように、この地方6団体、全員一致でこれから12月に向けて行動を起こしていくというふうに思っております。

それから、2点目にしっかり行動を起こしていくと、話がダブるわけでございますけれども、理由については、今、議員が言われたのとほぼ変わらないというふうに思います。私どもの県の町村会でもかなり論議が出ました。町村それぞれ違ってですね、好き好んで金を貯めとるのではなくて、今、不安の材料がいろいろあるわけでございます。その実情を踏まえて、将来、今の町を維持していくかどうかということの中から、それぞれの首長が一生懸命努力しながら現在の基金があるということでありまして、これが将来いくらかでも増え続けるかといいますと、それは、そういうことはありません。

一番は、私は、国の財政が非常に心配であります。そういう心配であるからこそ、まだ市町村にこういう手を打たなければならないこともあるだろうというふうに思います。

しかし、先般、概算要求の合計を見ますと、交付税総額は増えておったように思いますが、そのことが今、議員が言われるようなことに対応できたとは思っておりません。なんにしても、12月に向けてですね、しっかりと行動してまいりたいというふうに思います。

その中で、1つその具体的なものとして、議員が言われますその行き過ぎた行革の見直しということがございますが、まあそれは今から単独行政をしいた時点にしたことでありますけれども、それから後、私の行政は、絶えずその時に見合ったような対策は打ってきておりますし、それを固定する意識は全くありません。行政は、動いております。その根幹は、やはり国、県、この姿勢というのは大事でありまして、その動向を見ながら、私自身、単独行政を目指すという精神で行動を起こしておりますので、その精神に沿ってですね、できるだけ住民サービスを充実するとともに、健全財政が基本になると、や

りさえすればいいということではありませんので、しっかり行政がするところはやりながら、住民に自助・公助・共助の精神を持って対応していきたいというふうに思っております。

何が何でも、議員の言われる趣旨に沿ってですね、事業展開していきたいということでもよろしく願いたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 2点目につきまして、町長の方からお答えをいただきました。

国に向けて、12月にかけて要請行動も行なっていくということでもありますので、ぜひ県ともども頑張っていかなければならないというふうに思います。ただ、私が質問の中でこの行き過ぎたという言い方をしましたけれども、いろいろ生き残りをかけた中でやってきたということももちろん理解できますけれども、ただ、時代の進行と言いますか、進む中で、いろいろ問題点も出てきておるのではないかなというふうに思っております。

矢掛町が、行財政運営の中で福祉や医療や子育て支援など、こういった点で大胆な施策を展開してきていただいているというふうなことにつきましては、高く評価するものであります。しかし、その中でちょっと気になるのが、前にも申しましたように、例えば職員の定数とかが人員減とか、それから保育士の嘱託・臨時化とか、特に今、問題になっております介護職員あたりもこれも臨時嘱託、こういった方向になっておまして、職員の獲得競争が非常に激しくなってきたというふうな状況の職種もあって、そういったことを考えますと、見直しが必要ではないかなというふうに思っております。

ぜひとも、こういった職員の正職化と言いますか、処遇改善も含めてぜひ検討いただきたいというふうに思いますが、町長、再答弁をひとつよろしく願いたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 非常に難しい質問がございました。この案件だけをできるできんの問題ではないに、矢掛町自体の、将来どういう町になっていくのか、持続可能な案件であります。

2つの職員が出てまいりましたが、この保育士の問題と介護職員、嘱託にしておることがどういう意味なのかをしっかりと議会、住民ともどもに検討しなければならないというふうに思います。これも、永代続く可能性の、生涯就職してから何十年間保障しなければならないことの提案だろうというふうに思います。

その中で、まず保育士の場合は、国の方は公立の保育園は難しいという方向へもう出ております。と言いますのは、お金自体が民間の保育園は、厚生労働省のお金、お互いのお金は総務省のお金が交付税で来ておるといふような不安定な状況であります。そういうことで、専門家に聞いてみますと、なかなか法律で維持していくのは難しいのではないかなという方向が出されております。そういうことを踏まえた中で、正式な職員となれば、それを生涯保障することが必要である、そういう責任が持てるのかどうか、非常に大きな問題であるというふうに思っております。それが介護職員、どちらもですね、背景が国の制度です。町民の税金でやれるものではありません。どこまでも国の政策を十分見極めながら、大事なのはこの矢掛町を維持していくかどうかという、この気持ちをしっかりと受け止めながら政策をやっていかなければ、誤ってしまうのではないかなというふうに思っております。

介護の職員については、今言われる、今のこの介護の改善、保育士の改善、等々は非常に厳しいものが、それに加えて看護師、病院関係者、これを見てもらえば、厚生労働省関係ですね、ここの待遇の仕方というのはやはり、厚労省の根幹にあるというふうに思っております。そういう面については、介護

の職員を制度化するという事は、これは特別会計になって、企業会計になってもらいますので、よくみていただければ、それでやれるかやれないかということから言わせればですね、当然、公では難しいというような案件であります。まあ、働く方々から言わせれば、もうその希望をぜひ叶えてほしいという気持ちは、私自身もよくわかります。その辺はですね、非常に大きな問題であるということが、申し上げてすぐこれに対してですね、どうします。その代わりに、最大限の配慮をしています。保育士の待遇などは、多分、民間と負けないだけの対応をしておりますし、介護職員にもそういう対応をしております。そういう意味では、募集してもですね、その民間からなぜ来るのかというのは面接等で絶えず聞いておりますので、やはり町は、今の現在でメリットはあるし、平然とやっておるではありません。

絶えず改革を、改善をやりながら現状を維持しておるということですので、議員の御質問については、大きく言えばその組織のあり方で影響してくるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 町長の方から、再質問に対しまして御答弁をいただきました。

具体的な職種等について申し上げましたけれども、なかなか町長のおっしゃるように、難しい問題であるということは私も承知しておりますけれども、やはり、これからすぐにはいかないにしても、検討していかにかいけん課題かなというふうに思いますし、特に、保育士にしても介護職員にしましても、嘱託ということになりますと、退職金あたりでは、いわゆる通常の10年、15年で退職する場合の退職金については大きな隔たりはないかもわからないですけれども、やっぱり、定年退職とかいうふうな形で長年努めて退職する場合の開きというのは非常に大きくなってくるとはでないかなというふうに思います。これも、単町ですぐにどうこうということは難しいかもわからんけれども、そういった開きがあるということも御承知おきいただいて、今後とも検討の課題にさせていただければというふうに思います。それで、2点目の質問については終わらせていただきます。

3点目の質問に入らせていただきます。3点目は、平和問題についてであります。

去る7月7日、国連の会議で、核兵器禁止条約が193の国連加盟国の中で122か国の賛成多数で採択をされました。地球上で唯一の被爆国民として、日本の被爆者団体を中心とした反核平和の運動が全面的に反映されたものとなっております。今後、条約は署名によって成立をいたします。しかし、一方ではアメリカなど、核保有国、それからまた核の傘に依存する日本などの反対や、最近毎日、新聞でも報道されておりますが、北朝鮮の弾道ミサイル発射、それから水爆実験などの暴挙もありますが、これに対しましても、軍事対軍事では人類そのものが滅亡してしまうというふうなことで、人類はもちろん、地球も滅びかねないというふうなことでありますので、対話による解決しかないというように思うわけがあります。

平和の町宣言、矢掛町の町長としての気持ちを、ぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 3点目の大きな問題が出てまいりました。

平和問題ということで、またこれまさしく気持ちは変わらないという気持ちがいたしますが、この問題については、やはり国の専権事項だというふうに思っております。ぜひですね、安倍総理か政府の皆さんには国を守る、そして国民を守るという国の責務でですね、万全の体制をとっていただきたいとい

うのが、総論的な願いであります。

その中で、町長の思いということでございます。先般、戦没者追悼式がございました。そこへも、今、議員が言われるような内容は、英霊及び町民の参加者の方々には申し上げたところでございます。

一言でいえば、戦争は絶対してはならない。核は、絶対使ってはならない。これが私の気持ちでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 町長の方から、平和についての思いをお聞かせをいただきました。

今後とも、国に対してもいろいろな場で御努力をいただきたいというふうにお問い合わせを申し上げまして、私の質問全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 続きまして4番、浅野毅君お願いします。

**○4番（浅野 毅君）** 議席番号4番、浅野でございます。本日は、2点質問させていただきます。

1番目が、矢掛町公共施設等総合管理計画についてお尋ねします。2点目は、矢掛町環境基本条例の制定についてということで、お伺いいたします。

まず、矢掛町公共施設等総合管理計画について。これはですね、平成26年4月の22日付で総務省より地方自治体へ公共施設等総合管理計画の策定要請が出ておりました。あわせて、公共施設総合管理計画の記載事項・留意事項等をまとめた“公共施設総合管理計画の策定にあたっての指針”を地方公共団体に通知しております。これを受けて、矢掛町でも矢掛町公共施設等総合管理計画を作成しております。平成29年3月付でございます。主な項目を挙げますと、策定の背景と目的、計画の位置づけ、施設の対象範囲、公共施設の現況及び将来の見通し等、これらはかなり詳細にかつ具体的に矢掛の将来にわたって計画が記載されております。

そこで、この作成の背景、経過及び意義を問います。また、第6次矢掛町振興計画との関連も併せてお答えください。

最後に、総務省の指針の中に、第3その他というところに、地方会計、固定資産税との関係という項目がございますが、そこに次のような記事がありました。“総合管理計画は、現時点においては固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。”ということがございます。矢掛町の状況をお教えてください。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、浅野議員さんの御質問で、矢掛町の公共施設等総合管理計画についてお答えさせていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画について若干説明させていただきますと、この計画の策定につきましては、議員さんがおっしゃられましたとおり、国からの要請に基づくものでございます。目的としましては、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点にたって、更新、統廃合、長寿命化など、総合的かつ計画的に管理を行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すると。まあ、長い目的なんですけれど、実際、我が国では、1970年代に公共施設が最も増加しているという状況がありまして、この公共施設等の老朽化対策というのが1つの課題として挙げられております。また、市町村合併が進んでおりましたし、人口減少等によりまして公共施設等の利用需要が変化するということが予想されること、そのことから、この計画を策定して、要は、結果的には、公共施設の縮減を図ろうという、そういう計画でございます。この計画策定につきましては、その財源としまして、平成28年度、昨年度まで特別交付税の財政措置がありましたので、ほとんどの都道府県と



市町村が28年度末までに策定を完了いたしております。矢掛町も昨年度、策定をしたというところでございます。

この計画自体は、確かに厳しい財政事情、それから人口減少という背景によるもので、公共施設の老朽化対策、適切な維持管理、トータルコストの縮減・平準化ということが目的でありまして、結果的には地方公共団体の一般財源を縮減するという目的があります。ただ、一方ではなかなか進まないと言われております。市町村合併に伴う重複施設、これらの統廃合を促進しようという国の狙いがあるかと思っております。それからこの他に、この公共施設等総合管理計画を策定する大きな理由といたしまして、言葉で言うとわかりにくいんですが、この計画は、国が定めておりますインフラ長寿化基本計画、これの下に位置する行動計画という位置づけになりまして、この計画の下にそれぞれ道路とか、河川とか、学校とか、そういった個別計画があるというイメージになります。そのために、この計画を策定していることが、例えば社会資本整備交付金、防災安全交付金などの補助金の交付対象要件というふうになっております。現実的には、今年度29年度以降は、この計画を策定しないと補助金の対象にならないという、こういった条件もあります。

地方分権とか地方自治が言われてもうかなりになるんですけど、以前は、国の補助というのは、国が補助メニューを作りまして、こうなさいという、そうすれば補助しましょうという、極端ではあるんですけど、そういう命令的なたちの補助でありました。地方分権の中で、各市町村が計画をして補助をするというかたちになった。ただ、個別の計画だけではなしに、基本計画、これがないと、何もないうちに補助しませんということで、計画を作りなさいというのが国の言っているところです。この計画を認定して補助しましょうと。何もかも計画ということで、実際、全国の市町村が計画疲れを起こしているというふうに言われておりますが、実際的には今回、社会資本などのハード事業にもこのルールが入ってきたということになるかと思えます。ですから、ある意味この計画を策定することが、1つの補助金獲得という目的もありました。

そうした背景の中にあつて、矢掛町も計画を策定したわけですが、矢掛町は実際、公共施設も1970年代、確かに学校施設を作っておりますが、その改修は全て完了いたしております。それから、合併市町村ではありませんので、重複施設も基本的にはございません。ただ、今回はこの計画を作るのに、国の提供しました提供ソフトを使いましてデータをかなりこと細かに試算をしております。このデータであるとか、それから昨年度、倉敷に委託をしまして、個別の老朽化点検を行っております。49施設行いましたが、この施設別のカルテをこの計画を作る前提で作成をいたしておりますので、こういったものというのは今後の更新計画に有効に活用できるというふうに考えております。

それから、振興計画の関連について言われましたが、基本的な方針としては、連動して実施計画に反映していくようになりますので、施設の更新につきましては、振興計画と整合性を計りながら、基本的には個々に各担当部署、協議検討しながら進めていくことになろうかと思えます。

それから最後に、固定資産台帳の作成、公会計の整備についてでございますが、矢掛町では、平成27年から28年にかけて、2か年かけまして、固定資産台帳作成整備をいたしております。これは公会計に繋がるものなんですが、それから公会計につきましては、平成28年度決算、これを作成・整備いたしまして、今年度中に公表する予定で準備を進めております。

総務省の指針がありましたように、公共施設の更新計画、当然、今回整備いたしております固定資産台帳、こういったものも十分活用して進めていくことになろうかと思えますので、そういったことでよ

ろしく願います。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** 詳細に説明いただき、ありがとうございました。

私のほうも、こういう具体的な内容があるということは、なかなか恥ずかしながら知らなかったもので、非常に行政の方もいろんなことで苦勞されておるんだなあということを理解したということで、今後ともよろしく願います。

この件につきましては、これで終わります。

2番目の、矢掛町環境基本条例の制定についてということで、お話させていただきます。この環境条例という、後から景観条例も出てくるんですが、これはいわゆるプログラム規定と言うんですかね、こういうことをやればいいなというような意味の条例ということになりますんで、絶対なきやいけないというようなものではないと思いますが、一応、説明なり話しをさせていただきます。

矢掛町環境基本条例の制定について、矢掛町では、平成4年4月、クリーンな町宣言をしている。“美しい自然を背景に発展を遂げてきた矢掛町において、今や環境保全問題は町政進行を考えるうえから中心的な課題となっている。ここに矢掛町は、地域社会を挙げて環境にやさしいクリーンな町を目指すことを宣言する。”これがクリーンな町宣言で、平成4年にできたものでございます。そして、第6次矢掛町振興計画においても、矢掛町を取り巻く社会背景と課題の中に環境問題を取り上げております。

また、平成17年3月には、町づくりの指針として、矢掛町まちづくり基本条例が制定されております。昭和54年には、矢掛町開発事業の調整に関する条例、平成6年6月条例第6号で矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、また昭和61年条例第21号矢掛町企業立地促進条例等環境関係の条例は多くあり、現在のところ、町制では問題なく十分に機能して行政をやっていただいております。

そのうえでお尋ねしたいんですが、環境省の総合環境政策局の環境基本条例制定の調査結果を紹介しますと、これは平成25年の調査でございますんですが、全地方公共団体1,789団体の中、47都道府県、それから20政令指定都市及び東京都23特別区、それから1,699市町村ということで、調査しましたところ、内容はですね、条例制定がどのぐらいできておったかという調査でございます。基本条例を制定している自治体は、都道府県では97.1パーセント、政令指定都市は100パーセント環境基本条例を制定しておると、一方、市区町村では57.5パーセントにとどまっております。

市区町村では、策定を、予定を今後しないというのが36.2パーセント、約4割を占めて、やらないところが多くございます。中でも、人口1万人未満の自治体では、策定予定なしが69.6パーセントと約7割を占めておると。矢掛町もこの7割の中に入っておるんだろうと思いますが、このような町村部では、条例制定比率が低く、矢掛町の近隣市町は、市部は制定しているが、町部ではほとんど制定しておりません。

**○議長（江尻健二君）** 浅野議員さん、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。浅野さん、願います。

**○4番（浅野 毅君）** 町村部では、条例制定比率が低い。矢掛町の近隣市町村は、市部は制定をほと

んどしておりますが、町部ではしておりません。岡山県では、奈義町だけだということでございます。しかしながら、今後とも矢掛町は企業誘致を積極的に行うことは、第6次振興計画にもあり、町の重要政策であります。また、条例制定は時代の要請でもあろうかと思えます。そこで、将来に向かって環境基本条例を策定する時期がきているのではと思えます。町の見解を問います。

もう1つ、あわせて環境基本条例に関連しますが、景観条例の制定もあわせて検討をお願いいたしますということで、環境条例は岐阜県の郡上市の景観条例を例に説明をいたしますと、景観法の規定に基づく事項、そのほかの事項を定めることにより、市の景観を守り、創造し、生き生きとした美しい街の実現に寄与することを目的としております。他の自治体も同様な項目で書かれていると思えます。

矢掛町は、歴史と文化薫る町であり、重伝建選定とともに景観条例は必要なものであり、制定に向けて進んでもらいたいと思えます。以上が質問でございます。

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** 4番、浅野議員さんの御質問の、環境基本条例の制定についてお答えいたします。

浅野議員さんのお話にありましたとおり、矢掛町は平成4年4月のクリーンな町宣言に基づき、町民の皆様、企業様、各主団体のそれぞれの御協力により、町民が一致して環境に優しいクリーンな町づくりを推進いただいております。矢掛町が住みやすい環境になっていることにつきまして、既に実行されており、それぞれの皆様に感謝しているところでございます。

そこで、岡山県内の環境基本条例の制定状況でございますが、27市町村のうち、10市1町、合計11市町村、全体の40パーセントが環境基本条例を制定している状況でございます。

先ほど申し上げました1町は、議員さんの御指摘のとおり、奈義町さんでございます。この制定の背景は、倉敷市水島及び福山市等の瀬戸内海工業地帯等の関係などによるものであるとお聞きしております。

矢掛町の現在の状況は、環境関係につきましては、環境基本法及び関係司法例により、それぞれ事案ごとに個別に対応しておりますが、個別の事案があるとしても課題は解決できるものと考えており、十分対応できているものと認識しております。今まで環境基本条例の制定については、具体的に検討したことはございません。なお、今後、市町村の動向も見ながら、また、環境関係の状況も踏まえながら、タイミングをみて対応を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、関連しての御質問ですが、岡山県は昭和63年に景観条例を制定し、この景観条例に基づき、優れた景観を次の時代に引き継ぐための景観形成指針として、県民1人1人の景観に対する意識を高め、県民と行政が協働して岡山の景観づくりに取り組む姿勢を示すものとして、“晴れの国おかやま景観計画”を作成しております。この晴れの国おかやま景観計画が適用される市町村の区域全体には、矢掛町も該当します。そして、景観法に基づく届出が必要となってまいります。その届出の内容ですが、景観区域内での次の3つの行為について届出が必要です。1つめは、一定規模以上の建築物及び工作物の新築・改築です。規模は、高さ13メートルまたは建築面積1,000平方メートルを超える新築・増築・改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え、または色彩の変更をさします。2点目は、屋外における物件の堆積です。規模は、物件の高さが5メートルまたは当該行為に係る部分の土地の面積が1,000平米を超えるものです。3点目は、土石の採取等です。規模は、当該行為にかかる部分の土地の面積1,000平方メートルを超えるもの、または高さ5メートル及び高さ10メートルを超

える法面もしくは擁壁を生じるものでございます。

また、御承知のとおり、文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更、修理および文化財保護法に規定する伝統的建造物群保存地区内における現状変更を行う行為等につきましては、適用除外となります。なお、現在、矢掛町では、景観法の規定に基づく届出に関しては、ほとんど件数がない状況が続いております。

景観法による景観条例の制定につきましても、現在のところ、すぐに制定しなければならないという状況ではないと考えており、岡山県の計画により実務は行なってもらいたいと思っております。

最後に、これからも平成4年のクリーンな町宣言のとおり、議員さんをはじめ、町民の皆様、企業様、各種団体の皆様と連携・協力してごみの減量化をはじめ、クリーンな町としての矢掛町の町づくりを推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** ありがとうございます。

先ほど、冒頭申し上げましたように、環境基本条例はいわゆるプログラム規定と言われるもので、将来に向かって矢掛の町をどうしようかというようなことが含まれた条例でございますので、ただ規制をすればいいということではございませんので、前向きに検討していただきたいという、これはお願いでございます。

それと、景観条例でございますが、これは先ほどのお話で、県の晴れの国おかやま環境計画、その中に乗っ取って、届出でいろいろやれば現状のところは対応できるということで、これはもう十分理解しておりますが、これも先ほど申し上げましたように、プログラム規定でございますので、前向きに検討していただきたい。

1つ、最後になりますが、これは熊本県の人吉市の環境基本条例の、平成25年にできておりますが、前段の前段だけ、ちょっと読ませていただきます。“私たちのふるさと、人吉市には、人吉球磨の山々と清流球磨川水系、相良700年の歴史が育んだ文化財や地場産業、比類なき価値を持つ肥薩線産業遺産群という世界に誇れる3つの宝物がある。”こういう前文で始まるとんです。これは、人吉市の町の、こういう町ですという宣伝をしながら、環境条例も盛り込んだようなものなんで、参考になるかなと思って紹介させていただきました。

以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 昼食時間を多少経過しましたが、会議の続行に御協力いただき、ありがとうございました。以上で通告のありました方々からの一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、11日の月曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 御異議なしと認めます。よって、次の会議は11日、月曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは皆さん、これにて散会いたします。御苦勞様でございました。

午後0時9分 散会

平成29年第3回矢掛町議会第3回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成29年9月11日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前9時30分
 (議事) 午前9時30分
 (延会) 午前9時43分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 議案第45号 平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
 議案第46号 平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
 議案第47号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
 議案第48号 平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定について

- 日程第2 報告第3号 平成28年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 日程第3 議案第49号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第50号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第51号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第52号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第53号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第54号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第55号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第56号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第57号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第58号 平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第59号 平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第60号 工事請負契約の締結について(水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負契約の締結)
- 日程第6 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 日程第7 各常任委員会視察報告

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

8日の会議に引き続き、御苦労様でございます。

本日の出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第45号 平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第46号 平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第47号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第48号 平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定について

**○議長（江尻健二君）** 日程第1、議案第45号から議案第48号を一括議題といたします。

既に説明が終わっております。ここで、監査委員から決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員、植田修弘君をお願いします。植田君。

**○9番（植田修弘君）** それでは、命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第2項及び241条第5項の規定に基づき審査に付されました、平成28年度矢掛町一般会計及び特別会計21会計の歳入・歳出決算、並びに各種基金の運用状況についての審査を、去る7月5日から18日までの間、高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。その結果、一般会計をはじめ、各特別会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従い作成されており、係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きも適正に処理され、経理は正確・適切に処理されていることを認めたとところであります。

平成28年度一般会計決算額は、対前年比で歳入約1億5,790万円の増、歳出約1億6,880万円の増となっております。これは、井原地区消防組合矢掛出張所の建替えに伴う負担金支出や東川面本堀線改良工事等における支出の増、また、財政調整基金からの繰入金が増えられます。財源については、過疎債などが効率的に活用され、将来設計のもとに措置されており、健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。税及び税外収入については、町民に不公平感が生じないように、引き続き厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。今後におきましても、効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り、住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成28年度の矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計及び矢掛町水道事業会計の決算審査は、去る6月27日、高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行なったところであります。その結果、3会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規則に従って作成されており、これらに係る関係諸帳簿及び証票書類等は、会計事務手続きに沿って適正に処理され、決算財務諸表は、期末における事業の財政状況と年間の経営成績も適正に表示するものであり、各計数も正確に処理されていることを認めたとところであります。

いずれの企業会計においても積極的な取り組みが行われ、また事業運営に必要な資金も留保されていますが、病院と介護老人保健施設につきましては、今後においても中・長期的シュミレーションに基づき運営にあたるよう、特に要望したところでございます。なお、詳細につきましては、別添の意見書を御覧いただきたいと思っております。

以上で決算審査の結果報告を終わります。

**○議長（江尻健二君）** 監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。

これより、質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本決算案件は、予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、議案第45号、平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第46号、平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第47号、平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第48号、平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 報告第3号 平成28年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

○議長（江尻健二君） 日程第2、報告第3号、平成28年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、を議題といたします。

説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

報告第3号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によるものでございますので、討論を省略し、採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号、平成28年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第3 議案第49号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（江尻健二君）** 日程第3、議案第49号及び議案第50号を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号及び議案第50号は、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、議案第49号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に



関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

- 日程第4 議案第51号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について
議案第52号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第53号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第54号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第55号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
て
議案第56号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第57号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第58号 平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について
議案第59号 平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について

○議長（江尻健二君） 日程第4、議案第51号から議案第59号までの補正予算案を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第51号から議案第59号までは、予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について、議案第52号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第53号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号、平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第55号、平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第56号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第57号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第58号、平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第59号、平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

- 日程第5 議案第60号 工事請負契約の締結について（水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負契約の締結）

**○議長（江尻健二君）** 日程第5、議案第60号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

[なし]

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号、工事請負契約の締結について（水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負契約の締結）は、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第6 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2018年度政府予算に係る意見書採択の請願

○議長（江尻健二君） 日程第6、請願第4号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第4号は、所管となる総務文教常任委員会に審査付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願は、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

日程第7 各常任委員会視察報告

○議長（江尻健二君） 日程第7、各常任委員会視察報告を行います。

本件につきましては、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会から報告書が提出され、お手許へ配付のとおりであります。各自御検討をお願いいたします。

~~~~~

○議長（江尻健二君） 本日予定しておりました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて延会とし、次の本会議は21日の木曜日、午前9時30分から再開したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とし、21日の木曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に、付託案件審査のため各常任委員会が次の日程で開催されます。12日の火曜日、総務文教常任委員会が午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午後1時30分から、また、予算決算常任委員会が13日の水曜日の午後1時30分から、14日の木曜日、15日の金曜日、19日の火曜日の午前9時30分から、それぞれ全員協議会室等で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて延会といたします。皆さん、御苦労様でございました。

午前9時43分 延会

平成29年第3回矢掛町議会第3回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成29年9月21日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前9時30分
 (議事) 午前9時30分
 (閉会) 午前9時56分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |          |         |
|-------------|---------|----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長    | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長   | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長   | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建設課長     | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教育課長     | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会計管理者    | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理 | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |          |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第45号 平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第46号 平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第47号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

- 議案第48号 平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第49号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 議案第50号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制  
定について
- 議案第51号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第52号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第1  
号)について
- 議案第53号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)に  
ついて
- 議案第54号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算(第1号)につい  
て
- 議案第55号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第  
1号)について
- 議案第56号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1  
号)について
- 議案第57号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第2  
号)について
- 議案第58号 平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算(第1  
号)について
- 議案第59号 平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)  
について
- 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をは  
かるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 日程第2 発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率  
等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について



午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

今月11日の本会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第45号 平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
- 議案第46号 平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第47号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第48号 平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第49号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第50号 矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第51号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第52号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第53号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第54号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第56号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第57号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第58号 平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第59号 平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第45号から議案第59号及び請願第4号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る11日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、請願については、別紙のとおり報告書も提出されておりますので、報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、予算決算常任委員長の順をお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、高岡一万君をお願いします。6番、高岡君。

○6番（高岡一万君） おはようございます。それでは、命によりまして総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る9月11日の本会議において付託を受けました、議案第49号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について、及び請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願の3件について、9月12日、総務文教常任委員会を開催し、全委員出席のもと、条例制定については、町長以下、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

まず、議案第49号の矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、追加資料の説明の後、ごみ袋のカラーリング、減量化したごみの分析、6か月経過後の問題点、生ごみ処理機補助金等についての様々な質疑応答があり、総括して順調に減量化が進んでいるとの説明を受けました。審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で“了”といたしました。

次に、議案第50号の矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定についての審査では、家具の減価償却、年間収益等の質疑応答があり、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で“了”といたしました。

次に、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願についてでございますが、紹介議員から説明を受けたのち審査を行いました。審査の中では、定数が増えたら負担が減るのか、合理性に欠けるような気がするなど、いろいろな意見が出ましたが、継続審査と決しました。

以上が総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君） 続いて、予算決算常任委員長、守屋正晴君をお願いします。12番、守屋君。

○12番（守屋正晴君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る9月11日の本会議において付託を受けました、議案第45号の平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定、並びに議案第46号から議案第48号の平成28年度病院事業、老人保健施設事業、水道事業の各公営企業会計決算認定案件4件と、議案第51号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第59号、平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）についての補正予算案件9件の審査のため、今月13日から19日の4日間にわたり予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長、病院管理者ほか、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。審査の順に、まず公営企業会計決算についてでございますが、病院事業会計につきましては、地域包括ケア病床、キャッシュフロー、入院の減少などの質疑応答をしたところであります。老

人保健施設事業会計では、新規オープン老健、施設の老朽化への対応等に関する質疑応答が行われました。次に、水道事業会計では、キャッシュフロー、有収率、未収金についてなどの質疑応答を行いました。審査の結果、いずれの公営企業会計につきましても全会一致で原案を“了”といたしました。

次に、一般会計及び特別会計決算についてであります。一般会計では事業の状況、実績や成果、今後に向けての課題や取り組み方針、未収金や欠損金など、各分野において相当数の質疑応答を行いました。審査の結果、決算内容に異議を唱える者はなく、一般会計、特別会計、いずれも適切・妥当として、全会一致で原案を“了”とした次第であります。

次に、議案第51号から議案第59号までの補正予算案件についての審査結果でございますが、議案第51号の一般会計補正予算につきましては、じん芥処理費、農道維持費、特定公共賃貸住宅管理費、定住促進住宅管理費、公民館費等にかかることなど、相当数の質疑応答ありました。また、特別会計補正予算では、議案第52号は繰越金について、議案第57号は工事請負費、土地購入費についての質疑応答を行いました。その他の議案については、質疑はありませんでした。審査の結果、委員会として全会一致で原案を“了”とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見・要望等に十分留意され、なお一層適切な事務・事業の遂行に努められますよう求めるものであります。

以上が予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君） それぞれ委員長から、付託案件の審査報告がありました。なお、請願につきましては、審査報告書がお手許へ配付されておりますので、御確認いただきたいと思っております。

それでは、ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

[なし]

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

[なし]

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案の性質上分離して採決を行います。

お諮りいたします。まず、議案第45号から議案第48号について採決を行います。議案第45号から議案第48号までの平成28年度各会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号、平成28年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第46号、平成28年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第47号、平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第48号、平成28年度矢掛町水道事業会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第49号から議案第50号、及び議案第51号から議案第59号までについて採決を行います。

お諮りいたします。議案第49号から議案第50号までの条例制定案件及び議案第51号から議案第59号の補正予算案件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、矢掛町病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について、議案第52号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第53号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号、平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第55号、平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第56号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第57号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第58号、平成29年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第59号、平成29年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）については、それぞれ原案のとおり可決決定されました。

次に請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願につきましては、委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願は、継続審査と決しました。

~~~~~

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。ただいま、萩野清治君ほかの皆さんから意見書提出についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案配付〕

**○議長（江尻健二君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

○議長（江尻健二君） 日程第2、発議第1号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、を議題といたします。

なお、本案に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は、省略することに決しました。この際、事務局長から発議案を朗読させます。局長。

○**議会事務局長（奥村栄治君）** [発議第1号について朗読記載省略]

○**議長（江尻健二君）** 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（江尻健二君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。発議第1号は、原案のとおり措置することに決して御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、発議第1号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

~~~~~

○**議長（江尻健二君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査研究、並びに特別委員会での調査研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会での調査研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会、特別委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

更に、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第3回矢掛町議会第3回定例会を閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、第3回矢掛町議会第3回定例会を閉会することに決しました。閉会にあたり、町長から挨拶があります。町長。

○**町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第3回矢掛町議会第3回定例会につきましては、15日間の会期でありましたが、上程いたしました人権擁護委員候補者の推薦についてのほか、一般会計、特別会計並びに企業会計の決算認定や条例改正、補正予算など、計19件につきまして慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。議案審議並びに一般質問などで賜りました御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、9月17日から18日にかけて、日本列島を横断した台風18号につきましては、岡山県でも沿岸部の自治体を中心に避難勧告や避難準備、高齢者等避難開始が発令され、県内各地で暴風や大雨に

よる被害が発生をいたしました。当町におきましては、大きな被害はありませんでしたが、最近では、これまでに経験したことのないような記録的な雨が降るなど、異常気象が続いております。町民の皆様におかれましては、日頃から防災への備えや家庭での防災意識を高めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

一方、近頃では大分過ごし易くなり、秋の深まりが感じられるようになりました。秋といえば、スポーツの秋でございます。陸上男子 100 メートルでは、桐生祥秀選手が日本人初の 9 秒台を記録し、サッカーでは、ワールドカップ本大会の出場を決めるなど、明るい話題が多くございます。矢掛町では、町長報告でも申し上げましたが、フィギュアスケートの三宅星南君が国際大会で見事優勝し、今後の活躍に期待し、応援しているところでございます。

そして、先日、秋篠宮家の長女、眞子さまの婚約が内定し、会見では、お互いを“太陽”と“月”に例え、お二人が時折目を合わせてほほえみながら温かい雰囲気の中で受け答えされているのを拝見して、大変おめでたく、幸せな気分となりました。

また、国会におきましては、安部首相が臨時国会冒頭で衆議院の解散総選挙に踏み切る可能性が高まっており、今後の動きが非常に気になるところでございます。

矢掛町におきましては、明るい未来を感じられるよう、本年度事業におきましては、引き続き住民の期待する事業並びに住民要望に配慮した事業、予算執行を円滑に進めていく所存でございますので、どうか議員の皆様には一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日は、大変ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、この後、10時15分から全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様、関係職員には、全員協議会室へ御参集ください。

それでは皆さん、お疲れ様でございました。

午前9時56分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員